

平成27年度  
食料・農業・農村施策

第189回国会（常会）提出



# 目次

## 平成27年度 食料・農業・農村施策

概説	1
1 施策の背景	1
2 施策の重点	1
3 財政措置	1
4 立法措置	2
5 税制上の措置	2
6 金融措置	2
7 政策評価	3
<b>I 食料自給率・食料自給力の維持向上に向けた施策</b>	<b>3</b>
1 食料自給率・食料自給力の維持向上に向けた取組	3
2 主要品目ごとの生産努力目標の実現に向けた施策	3
<b>II 食料の安定供給の確保に関する施策</b>	<b>5</b>
1 国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保	5
2 幅広い関係者による食育の推進と国産農産物の消費拡大、 「和食」の保護・継承	7
3 生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓	8
4 グローバルマーケットの戦略的な開拓	9
5 様々なりスクに対応した総合的な食料安全保障の確立	12
6 国際交渉への戦略的な対応	14
<b>III 農業の持続的な発展に関する施策</b>	<b>14</b>
1 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保	14
2 女性農業者が能力を最大限発揮できる環境の整備	15
3 農地中間管理機構のフル稼働による担い手への農地集積・集約化と 農地の確保	15
4 担い手に対する経営所得安定対策の推進、収入保険制度等の検討	16
5 構造改革の加速化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備	16
6 需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革	16
7 コスト削減や高付加価値化を実現する生産・流通現場の技術革新等	18
8 気候変動への対応等の環境政策の推進	22

<b>IV 農村の振興に関する施策</b> .....	<b>23</b>
1 多面的機能支払制度の着実な推進、地域コミュニティ機能の 発揮等による地域資源の維持・継承等 .....	23
2 多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出 .....	26
3 多様な分野との連携による都市農村交流や農村への移住・定住等 .....	27
<b>V 東日本大震災からの復旧・復興に関する施策</b> .....	<b>28</b>
<b>VI 団体の再編整備等に関する施策</b> .....	<b>31</b>
<b>VII 食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に       推進するために必要な事項</b> .....	<b>31</b>
1 幅広い関係者の参画と関係府省の連携による施策の推進 .....	31
2 施策の進捗管理と評価 .....	31
3 財政措置の効率的かつ重点的な運用 .....	31
4 国民視点や地域の実態に即した施策の決定 .....	32
5 効果的かつ効率的な施策の推進体制 .....	32

「平成27年度食料・農業・農村施策」の年次は、法律名や予算の引用が必要となることから、和暦を用いています。

なお「平成」は省略しています。

### 1 施策の背景

我が国は、超高齢社会、本格的な人口減少社会の到来により、今後、とりわけ地方の衰退が加速することが懸念されています。また、グローバル化や情報化が進展し、消費財のみならず、人、資金、情報、文化が国境を越えて駆け巡り、そのスピードも加速してきています。我が国は、いまだ経験したことのない経済社会の構造の変化に直面し、大きな転換点を迎えています。

都市部に先駆けて高齢化や人口減少が進んできた農業・農村では、今後、高齢農業者のリタイアと農業就業者の減少により、地域によっては次世代への農業経営や技術等の伝承が途絶えてしまうおそれがあります。また、集落の人口減少等が進む中、農地・農業用水など長い歴史の中で培われてきた貴重な資源の喪失や、生活に必要な社会基盤の崩壊も懸念されています。加えて、農業・農村が直面する課題は、野生鳥獣による被害の拡大、農業生産基盤の老朽化など、多様化、深刻化が進んでいます。このような状態を放置すれば、基本法の基本理念である食料の安定供給の確保と多面的機能の発揮に支障が生じる事態が懸念されます。

このため、食料・農業・農村の全ての関係者が、従来の生産や販売の方法、それぞれの役割等を単に踏襲するのではなく、発想を転換し、多様な人材を取り込みつつ、新たな仕組みの構築や手法の導入等にスピード感を持って取り組んでいかなければなりません。また、政府のみならず国民全体が改革の必要性や施策の方向について認識を共有し、自ら変革し、創意工夫を発揮してチャレンジしていく姿勢が不可欠です。同時に、広く国民が農業・農村の価値を認め、それぞれの役割に応じて適切に行動し、国民共有の財産として次世代に引き継いでいくことが重要です。

こうした認識の下、「農林水産業・地域の活力創造プラン」(25年12月決定、26年6月改訂)等で示された施策の方向やこれまでの施策の評価も踏まえつつ、農業の構造改革や新たな需要の取り込み等を通じて農業や食品産業の成長産業化を促進するための産業政策と、構造改革を後押ししつつ農業・農

村の有する多面的機能の維持・発揮を促進するための地域政策とを車の両輪として進めるとの観点に立ち、食料・農業・農村施策の改革を進め、若者たちが希望を持てる「強い農業」と「美しく活力ある農村」の創出を目指していきます。

こうした観点から、国民全体の取組の指針として27年3月に新たな食料・農業・農村基本計画を策定し、関係府省の連携の下、食料・農業・農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。

本篇は、中長期的な食料・農業・農村をめぐる情勢の変化を見通しつつ、今後10年程度先までの施策の方向等を示すものである本計画に基づき、26年度における食料・農業・農村の動向を考慮して、27年度において講じようとする施策を取りまとめたものです。

### 2 施策の重点

食料自給率・食料自給力の維持向上に向けた施策、食料の安定供給の確保に関する施策、農業の持続的な発展に関する施策、農村の振興に関する施策及び食料・農業・農村に横断的に関係する施策等を総合的かつ計画的に展開します。また、東日本大震災及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所(以下「東電福島第一原発」という。)事故からの復旧・復興に関係省庁と連携しながら全力で取り組みます。

### 3 財政措置

- (1) 27年度農林水産関係予算額は、2兆3,090億円を計上しています。本予算は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づき、農林水産業を成長産業化して、農林漁業者の所得向上と農山漁村のにぎわいの創出を目指すとともに、食料自給率・食料自給力の維持向上に向けた施策を措置しています。具体的には、①担い手への農地集積・集約化等による構造改革の推進、②新たな経営所得安定対策の着実な実施、③強い農林水産業のための基盤づくり、④畜産・酪農の競争力の強化、⑤農林水産物・食品の高付加価値化等の推進、⑥日本食・食文化の魅力発信と輸出の促進、⑦品目別生産振興対策、⑧食の安全・消費者の信頼確保、⑨人口減

少社会における農山漁村の活性化、⑩林業の成長産業化・森林吸収源対策の推進、⑪水産日本の復活を推進します。

- (2) 27年度の農林水産関連の財政投融资計画額は、2,535億円を計上しています。このうち主要なものは、株式会社日本政策金融公庫への2,390億円となっています。

#### 4 立法措置

重点施策を始めとする施策の総合的な推進を図るため、第189回国会に以下の法案を提出したところです。

- ・「農林水産省設置法の一部を改正する法律案」
- ・「独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案」
- ・「競馬法の一部を改正する法律案」
- ・「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案」

#### 5 税制上の措置

重点施策を始めとする施策の総合的な推進を図るため、以下を始めとする税制措置を講じます。

##### (1) 農業経営の安定化

- ア 農業経営基盤強化準備金制度を見直し（農業用建物の追加等）、適用期限を2年延長します（所得税・法人税）。
- イ 軽油引取税の課税免除の特例措置の適用期限を3年延長します（軽油引取税）。
- ウ 利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合における所有権移転登記の税率の軽減措置等の適用期限を2年延長します（登録免許税・不動産取得税）。
- エ 27年度から29年度まで農地の負担調整措置を存続します（固定資産税・都市計画税）。
- オ 農業協同組合等が一定の貸付けを受けて共同利用施設を取得した場合の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長します（不動産取得税）。

##### (2) 農林水産関連産業の振興

振興山村における工業用機械等の特例措置を見直し（取得価額2,000万円を500万円等）、適用期限を2年延長します（所得税・法人税）。

#### 6 金融措置

政策と一体となった長期・低利資金等の融通によ

る担い手の育成・確保等の観点から、農業経営の特性に応じた資金調達の円滑化を図るための支援措置である農業制度金融の充実を図ります。

##### (1) 株式会社日本政策金融公庫

- ア 認定農業者であって、人・農地プランの中心経営体として位置付けられた者又は農地中間管理機構から農地を借り受けた者が借り入れる農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）について、貸付当初5年間の金利負担を軽減する措置を講じます。
- イ 大規模災害等の発生時に民間資金が円滑に供給されるよう危機対応円滑化業務の実施に必要な措置を講じるほか、株式会社日本政策金融公庫の円滑な業務に資するため、貸付けにより生じるコストについて、一般会計から補給金・補助金等を交付します。
- ウ 意欲のある農業法人の財務基盤の強化や経営展開を支援するため、25年に改正された「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」に基づき農業法人に対する投資育成事業を行う株式会社又は投資事業有限責任組合の出資原資を株式会社日本政策金融公庫から出資します。

##### (2) 農業近代化資金

農林中央金庫の農業近代化資金の融通に対し、利子補給金を交付します。

##### (3) 農業経営改善促進資金（スーパーS資金）

民間金融機関と都道府県農業信用基金協会との協調融資方式により、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）を低利で融通できるよう、基金協会が民間金融機関に貸付原資を低利預託するために借り入れた借入金に対し利子補給金を交付します。

##### (4) 農業信用保証保険

農業経営の維持・再生に必要な資金の円滑な供給が図られるよう、独立行政法人農林漁業信用基金に対して、保険引受に必要な財務基盤の強化を図る措置を講じます。

##### (5) 被災農業者等支援対策

- ア 重大な気象災害等により被害を受けた農業者等に対し、経営の早急な立ち直りに必要な資金が円滑に融通されるよう利子助成金を交付します。
- イ 重大な気象災害等により被害を受けた農業者

等の農業経営の立ち直りに必要な農業近代化資金の借入れについて、都道府県基金協会の債務補償に係る保証料を5年間免除するための措置を講じます。

## 7 政策評価

効果的かつ効率的な行政の推進、行政の説明責任の徹底を図る観点から、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（14年4月施行）に基づき、27年3月に定めた政策評価基本計画（5年間計画）及び毎年度定める実施計画により、事前評価（政策を決定する前に行う政策評価）、事後評価（政策を決定した後に行う政策評価）を推進します。

### 食料自給率・食料自給力の維持向上に向けた施策

#### 1 食料自給率・食料自給力の維持向上に向けた取組

食料自給率・食料自給力の維持向上に向けて、以下の取組を重点的に推進します。

##### (1) 食料消費

###### ア 国内外での国産農産物の需要拡大

官民一体となった国産農産物の消費拡大の国民運動、国産農産物を求める食品産業事業者と生産現場との連携等を推進するとともに、日本食や日本の食文化に関する情報発信と併せ、農林水産物・食品の輸出を促進します。

###### イ 食育の推進

ごはんを中心に多様な副食等を組み合わせ、栄養バランスに優れた「日本型食生活」の実践を推進するため、消費者各層の特性に適した方策を検討し、実施するとともに、食品産業における情報提供等の取組を促進します。また、幅広い世代に対する農林漁業体験の機会の提供により、消費拡大の前提となる食や農林水産業への国民の理解を増進します。

###### ウ 食品に対する消費者の信頼の確保

食品の品質管理、消費者対応等の取組について、食品の生産から加工・流通、消費に至るまでの各段階の関係者が連携し、情報共有を通じた取組の向上と標準化等を図ります。また、加工食品の原料原産地表示について、実行可能性

を確保しつつ拡大に向けて検討します。

##### (2) 農業生産

###### ア 優良農地の確保と担い手への農地集積・集約化

優良農地を確保するとともに、農業水利施設の適切な保全管理等による農業用水の持続的な活用を推進します。また、農地中間管理機構のフル稼働、地域の話合いにより作成する人・農地プランの活用等による担い手への農地集積・集約化と荒廃農地対策を推進します。

###### イ 担い手の育成・確保

農業経営の法人化や経営の多角化・複合化等を推進するとともに、農業の内外からの青年層の新規就農を促進します。

###### ウ 農業の技術革新や食品産業事業者との連携等による生産・供給体制の構築等の実現

生産コストの低減を図るための省力栽培技術・新品種の導入等や、次世代施設園芸拠点の整備等を推進するとともに、食品産業事業者との連携等を通じて、需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の構築等を推進します。

#### 2 主要品目ごとの生産努力目標の実現に向けた施策

##### (1) 米

ア 多収性品種の導入や団地化、直播栽培の推進等による飼料用米、業務用米、加工用米等の低コスト生産の推進、カドミウム低吸収性品種及び植物浄化技術の実証を推進します。

イ 飼料用米等の増産等に対応するため、乾燥調製施設等の再編整備等を推進します。

ウ 米穀の需給及び価格の安定を図るため、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」を策定し公表します。

エ 経営所得安定対策を円滑に実施し、米粉用米、飼料用米等の用途外への流通を防止することが必要であることから、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（7年4月施行）に基づき、適切な保管及び販売を徹底します。

オ 生産者や集荷業者・団体が主体的な経営判断や販売戦略等に基づき、需要に応じた米生産に取り組めるよう、きめ細かい需給・価格情報、販売進捗・在庫情報等を毎月公表します。

(2) 麦

- ア 経営所得安定対策の中でパン・中華麵用小麦品種に対する加算措置を設けることにより、需要規模が大きいものの国産シェアが低いパン・中華麵用小麦の作付拡大を推進します。
- イ 水田の高度利用（二毛作）に資する作付体系への転換や単収・品質向上技術等の導入の支援により、小麦、大麦・はだか麦の作付拡大を推進します。
- ウ 麦の生産拡大に対応するため、乾燥調製施設等の再編整備等を推進します。

(3) 大豆

- ア 経営所得安定対策等により、単収向上や作柄の安定化に資する耕うん同時畝立て播種栽培技術等の大豆300A技術の導入等による大豆の作付拡大を推進します。
- イ 実需者ニーズに対応した新品種や栽培技術の導入により、実需者の求める大豆の安定生産を支援し、国産大豆の需要拡大を推進します。

(4) そば

- ア 需要に応じた生産拡大を図るとともに、国産そばの需要拡大に向けて、実需者への安定的な供給を図るため、排水対策等の基本技術の徹底、湿害回避技術の普及等を推進します。
- イ 高品質なそばの安定供給に向けた生産体制の強化に必要な、乾燥調製施設の整備等を支援します。
- ウ 国産そばを取り扱う製粉業者と農業者の連携を推進します。

(5) かんしょ・ばれいしょ

- ア かんしょについては、担い手への農地・作業の集積や受託組織の育成等を推進するとともに、生産コストの低減、品質の向上を図るため共同利用施設整備や機械化一貫体系の確立等への取組を支援します。
- イ ばれいしょについては、生産コストの低減、品質の向上、労働力の軽減やジャガイモシストセンチウの発生・まん延の防止を図るための共同利用施設整備等を推進します。加えて、安定生産に向けた作業の共同化やコントラクター等の育成による作業の外部化、加工食品用途への供給拡大に必要なソイルコンディショニング技術（畦うねから土塊どかい・礫れきを取り除くことにより、

ばれいしょの高品質化、収量向上及び収穫作業の効率化を可能にする技術）を導入した省力的な機械化栽培体系の確立等への取組を支援します。

- ウ ジャガイモシストセンチウ抵抗性を有する新品種の普及を促進するため、産地や実需者など関係者が一体となった取組を支援します。
- エ でん粉原料用ばれいしょ及びかんしょについては、加工食品用途等への販路拡大や収益性の向上を図るため、特徴のあるでん粉品質を有する新品種栽培実証試験等を支援します。また、国内産いもでん粉の高品質化製造技術の確立等に対する支援を行います。

(6) なたね

- ア 良質で高単収ななたね品種の作付拡大を図るとともに、播種前契約の実施による国産なたねを取り扱う搾油事業者と農業者の連携を推進します。
- イ なたねの生産拡大に伴い必要となる乾燥調製施設の整備等の支援を推進します。

(7) 野菜

- ア 野菜の生産・出荷の安定と消費者への野菜の安定供給を図るため、野菜価格安定対策を円滑に実施するとともに、価格動向の変化に合わせて保証基準額を改定します。
- イ 加工・業務用野菜への転換を推進する産地に対し、加工・業務用野菜の安定生産に必要な作柄安定技術の導入を支援します。あわせて、加工・業務用需要に対応したサプライチェーンの構築に加えて、加工・業務用野菜の生産を加速化するための新技術・機械化の導入等について支援します。
- ウ 青果物流通の合理化・効率化を推進するため、物流業界との連携による新たな輸送システムの構築に向けた取組を支援します。
- エ 木質バイオマス等の地域エネルギーと先端技術を活用する次世代施設園芸拠点の整備を進めます。

(8) 果樹

- ア 優良品目・品種への転換や小規模園地整備など産地の構造改革を進めるほか、産地ぐるみで改植を実施した際の未収益期間に対する支援を引き続き行います。



イ 計画生産・出荷の推進や需給安定対策、契約取引の強化や加工原料供給の安定化を図るための加工流通対策を総合的に行います。

#### (9) 甘味資源作物

ア てん菜については、労働力不足に対応するため、省力化や作業の共同化、労働力の外部化や直播栽培体系の確立・普及等を推進します。

イ さとうきびについては、23年度、24年度の不作からの増産を図るため、引き続き土づくりや防除等の取組や機械化一貫体系の確立を推進します。

#### (10) 茶

産地の生産性向上と収益力の強化を図るため、改植に要する経費に対する支援等による優良品種等への転換や茶園の若返り、荒茶加工施設や仕上茶加工施設等の整備及び再編整備の取組を推進するほか、輸出用茶園における海外ニーズに応じた茶の生産・加工技術や低コスト生産技術の導入の取組に対して支援します。

#### (11) 畜産物

需要に即した畜産物の生産推進のため、多様な経営の育成・確保、生乳需給の安定や多様な和牛肉生産への転換及び改良・飼養管理技術の高度化等を推進します。また、地域ぐるみで収益力を向上させる新たな取組の実証や、このような取組の全国的な普及活動等を支援します。

#### (12) 飼料作物等

輸入飼料に依存した畜産から国産飼料生産基盤に立脚した畜産に転換するため、生産性の高い草地への改良、濃厚飼料原料（イアコーン等）の増産、飼料生産組織の育成、レンタルカウを活用した肉用繁殖牛等の放牧、飼料用米等の利活用の取組等を推進します。

#### (13) その他地域特産物等

ア こんにゃくいも等の特産農産物については、付加価値の創出、新規用途開拓、機械化・省力作業体系の導入等を推進します。

イ 繭・生糸については、蚕糸業の再生と持続的発展を図るため、養蚕・製糸業と絹織物業者等が提携し、輸入品と差別化された高品質な純国産絹製品づくり・ブランド化を推進します。

ウ 葉たばこについては、葉たばこ審議会の意見を尊重した種類別・品種別価格により、日本た

ばこ産業株式会社が買入れます。

エ いぐさについては、輸入品との差別化・ブランド化に取り組むいぐさ生産者の経営安定を図るため、国産畳表の価格下落影響緩和対策の実施、実需者や消費者のニーズを踏まえた、産地の課題を解決するための技術実証等の取組を支援します。

## II 食料の安定供給の確保に関する施策

### 1 国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保

- リスクアナリシスに基づいた食の安全確保  
科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に食品健康影響評価（リスク評価）を実施します。
- リスクコミュニケーションの推進  
食品の安全に関するリスク評価や施策等について、国民の意見を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するとともに、消費者、事業者、生産者等の関係者による情報や意見の交換の促進を図るため、関係府省や地方公共団体と連携した意見交換会、施策の実施状況の公表、ホームページ等を通じた分かりやすく効果的な情報発信、意見・情報の募集等を実施します。

#### (1) 科学の進展等を踏まえた食品の安全確保の取組の強化

- a 食品安全に関するリスク管理を一貫した考え方で行うための標準手順書に基づき、有害化学物質・有害微生物の調査や生産資材（肥料、飼料・飼料添加物、農薬、動物用医薬品）の試験等を実施します。
- b 試験研究や調査結果の科学的解析に基づき、施策・措置に関する企画や立案を行います。
- c 食品中に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の周知に努めるとともに、制度導入時に残留基準を設定した農薬等についての、食品健康影響評価結果を踏まえた残留基準の見直し、新たに登録等の申請があった農薬等についての残留基準の設定を推進します。
- d 食品の安全性等に関する国際基準の策定作

業への積極的な参画や、国内における情報提供や意見交換を実施します。

#### ア 生産段階における取組

##### (ア) 生産資材の適正な使用

生産資材（肥料、飼料・飼料添加物、農薬、動物用医薬品）の適正使用を推進するとともに、科学的データに基づく生産資材の使用基準、有害物質等の残留基準値の設定・見直し等を行い、安全な農畜水産物の安定供給を確保します。また、農薬による蜜蜂の被害事例に関する調査等を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて被害を軽減するための対策を見直します。

##### (イ) 農業生産工程管理（GAP）の導入・推進

- a 「GAPの共通基盤に関するガイドライン」（22年4月策定）に則した一定水準以上のGAPの導入を推進します。
- b 津波や放射性物質の影響により生産や販売が低下した地域において、震災被害（塩害、放射性物質等）に対応したGAPの導入を推進します。

#### イ 製造段階における取組

(ア) 食品製造事業者の中小規模層におけるHACCP（危害分析・重要管理点）の導入を推進するため、HACCPに係る体制・施設の整備の支援、HACCP導入の前段階の衛生・品質水準の確保や消費者の信頼確保のための体制・施設の整備（高度化基盤整備）の支援、HACCP導入を担う人材の養成研修や専門家による現場での助言・指導等の取組の支援を実施します。

- (イ) 食品等事業者に対する監視指導や事業者による自主的な衛生管理を推進します。
- (ウ) 食品衛生監視員の資質向上や検査施設の充実等を推進します。
- (エ) 長い食経験を考慮し使用が認められている既存添加物については、毒性試験等を実施し、安全性の検討を推進します。
- (オ) 国際的に安全性が確認され、かつ、汎用されている食品添加物については、国が主体的に指定に向けて検討します。
- (カ) 保健機能食品（特定保健用食品、機能性表示食品及び栄養機能食品）を始めとした健康

食品について、事業者の安全性確保の取組を推進するとともに、保健機能食品制度の普及・啓発に取り組みます。

- (キ) 特定危険部位（SRM）の除去・焼却、BSE検査の実施等により、食肉の安全を確保します。

#### ウ 危機管理等に関する取組

(ア) 食品関係事業者のコンプライアンス確立のための取組

食品関係事業者の自主的な企業行動規範等の策定を促すなど食品関係事業者のコンプライアンス（法令の遵守及び倫理の保持等）確立のための各種取組を促進します。

##### (イ) 危機管理体制の整備

- a 食品の摂取による人の健康への重大な被害が拡大することを防止するため、関係府省庁の消費者安全情報総括官等による情報の集約及び共有を図ります。
- b 食品安全に関する緊急事態等における対応体制を点検・強化します。

#### エ 輸入に関する取組

輸出国政府との二国間協議や在外公館を通じた現地調査等の実施、情報等を入手するための関係府省との連携の推進、監視体制の強化等により、輸入食品の安全性の確保を図ります。

#### (2) 食品表示情報の充実や適切な表示等を通じた食品に対する消費者の信頼の確保

##### ア 食品表示の適正化の推進

(ア) 食品表示に関する規定を一元化した「食品表示法」（27年4月施行）の下、関係府省の連携を強化して立入検査等の監視業務を実施するとともに、科学的な分析手法を活用することにより、業務の効率化を図ります。

さらに、26年6月に改正された「不当景品類及び不当表示防止法」に基づき、関係府省が連携した監視体制の下、外食メニュー等の適切な表示を推進します。

- (イ) 加工食品の原料原産地表示について、実行可能性を確保しつつ拡大に向けて検討します。また、その他の個別課題について順次実態を踏まえた検討を行います。
- (ウ) 米穀等については、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法

律」(22年10月施行(産地情報伝達に関することについては23年7月施行)、以下「米トレーサビリティ法」という。)により産地情報伝達を徹底します。

#### イ 流通段階における取組

(ア) 食品事故発生時の回収や原因究明等の迅速化に資するため、食品の移動の追跡・遡及の備えとするトレーサビリティに関し、米穀等については、「米トレーサビリティ法」に基づき、制度の適正な運用に努めます。他の飲食料品については、実践的なマニュアルを用いる等して、トレーサビリティの取組の拡大を図るよう、その普及・啓発に取り組みます。

(イ) 国産牛肉については、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」(15年12月施行)による制度の適正な実施が確保されるようDNA分析技術を活用した監視等を実施します。

#### ウ フード・コミュニケーション・プロジェクトの推進

消費者の「食」に対する信頼向上に向けた食品関連事業者の主体的な活動を促すため、フードチェーンの各段階で事業者間のコミュニケーションを円滑に行い、食品事業者の取組を消費者まで伝えていくためのツールの開発・普及を進めます。

#### エ 消費者への情報提供

(ア) 食品安全等について、消費者に分かりやすいホームページによる情報提供を行います。

(イ) 「消費者の部屋」等において、消費者からの相談を受け付けるとともに、特別展示等を開催し、農林水産行政や食生活に関する情報を幅広く提供します。

## 2 幅広い関係者による食育の推進と国産農産物の消費拡大、「和食」の保護・継承

### (1) 食育の推進と国産農産物の消費拡大

#### ア 国民運動としての食育の推進

(ア) 「第2次食育推進基本計画」(23年3月策定)等に基づき、関係府省が連携しつつ、様々な分野において国民運動として食育を推進します。

(イ) 朝ごはんを食べることなど、子供の基本的な生活習慣を育成するための「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進します。

(ウ) 食と農林漁業の食育優良活動表彰を実施し、農林水産業への理解の増進や、日本型食生活を推進する食育活動で優れた実績を上げた農林漁業者、食品事業者等を表彰することにより、普及・啓発を図ります。

#### イ 生産から消費までの段階を通じた食育の推進

(ア) 日本型食生活を推進する取組や、食や農林水産業への理解を深めるための体験活動等の食育活動を、消費者の多様なライフスタイルの特性やニーズに対応して一体的に行うモデル的な取組を支援します。

(イ) 日本型食生活の推進や農林漁業体験を通じて食や農林水産業への理解を深める教育ファームなど、地域における食育活動を支援します。

#### ウ 学校における食育の推進

(ア) 学校における食育を推進するため、各種外部機関と連携し、食育プログラムを開発するスーパー食育スクールを指定し、栄養教諭を中心に外部の専門家等を活用しながら食育の推進を図ります。

(イ) 学校給食を取り巻く様々な行政上の課題に関する調査研究を行います。

#### エ 国産農産物の消費拡大の促進

(ア) 消費者、企業、団体、国等が一体となって国産農林水産物の消費拡大を図る「フード・アクション・ニッポン」を推進します。

(イ) 学校給食等における米の利用の促進、朝食欠食の改善等による米消費拡大を図るため、地域における商品開発、販路開拓、全国段階における商談会、消費拡大フェア等を支援します。また、消費者ニーズに対応した新たな米の需要創出に向けた取組を支援します。

(ウ) 官民一体による「米粉倶楽部」の取組を展開し、様々な企業・団体等が米粉の消費拡大の活動に取り組んでいくこと等で、米粉の良さを広く知ってもらい消費の拡大を図ります。

(エ) 「米穀の新用途への利用の促進に関する法律」(21年7月施行)に基づき、米粉用米、

飼料用米の利用促進を図るため、生産・流通・加工・販売の各関係者による連携を前提に、米粉用米、飼料用米の生産・利用拡大や必要な機械・施設の整備等を総合的に支援します。

(オ) 麦や大豆等の生産拡大を図るため、需要に応じた品種の作付けや、実需者等と産地が連携した特色のある製品づくりを推進し、需要の拡大を図ります。

#### オ 地産地消の推進

地産地消の中核的施設である農産物直売所の商品開発力・販売力の強化や農林水産物の加工・販売のための機械・施設等の整備を支援するとともに、学校給食の食材として地場産農林水産物を安定的に生産・供給するモデル的な取組を支援します。

#### カ 「食と農林漁業の祭典」の開催

生産者と消費者、日本と世界のきずなを深め、我が国の「食」と「農林漁業」についてのすばらしい価値を国内外にアピールするため、「食と農林漁業の祭典」を開催します。

#### (2) 「和食」の保護と次世代への継承

ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」の保護・継承を本格的に進め、和食文化に関する国民の関心と理解が高まるよう、産学官が一体となって、効果的な保護・継承策の明確化、和食文化の栄養バランスの健康への寄与等に関する科学的解明とその普及、学校給食や家庭における、和食の提供機会の拡大、和食文化の継承に向けた地域における食育活動、和室等を活用した和の文化の一体的な魅力発信などを推進します。

### 3 生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓

#### (1) 6次産業化等の取組の質の向上と拡大に向けた戦略的推進

##### ア 6次産業化等の推進

都道府県及び市町村段階に、行政、農林漁業、商工、金融機関等の関係機関で構成される6次産業化・地産地消協議会を設置し、6次産業化戦略・構想を策定する取組を支援します。

6次産業化等に取り組む農林漁業者に対するサポート体制を整備するとともに、農林漁業者

等が多様な事業者とネットワークを構築して行う新商品開発・販路開拓の取組、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」(23年3月施行)等に基づき認定された農林漁業者等が農林水産物を加工・販売するための機械・施設の整備等を支援します。

また、市町村の6次産業化戦略・構想に沿って、市町村が地域ぐるみで行う6次産業化の取組を支援します。

#### イ 農林漁業成長産業化ファンドの積極的活用

農林漁業成長産業化ファンドを通じて、農林漁業者が主体となって流通・加工業者等と連携して取り組む6次産業化の事業活動に対し、資本の提供と経営支援を一体的に実施します。

#### (2) 食品産業の競争力の強化

##### ア 新たな市場を創出するための環境づくり

###### (ア) 介護食品に関する検討

新しい介護食品(スマイルケア食)について、課題の検討を進め、認知度の向上に向けた取組や地域の農産物等を使った介護食品の開発等を支援します。また、輸出促進の取組を行います。

###### (イ) 食品における規格等の検討

食品に対する消費者の信頼の確保を図りつつ、市場の拡大に資する観点から、新たな消費者ニーズを踏まえたJAS規格等について、調査会等における意見等を踏まえ、検討を進めます。

##### イ 食品流通の効率化や高度化等

###### (ア) 食品流通の効率化

食品流通の効率化を図るため、フードチェーンの各段階において、関係者が連携して行う取組を推進します。

###### (イ) 卸売市場の機能強化・活性化等

卸売市場の機能強化・活性化を図るため、各市場の在り方等を明確化した経営戦略の策定を促進するとともに、生産者・実需者との連携を通じた魅力ある生産物の集荷・販売や市場を活用した輸出など新たな需要開拓に向けた取組等を推進します。

###### (ウ) 商品先物市場の活性化

a 商品先物市場の健全な運営を確保するた

め、商品先物市場の監視を行うとともに、外国規制当局と協力しつつ適切な市場管理を行います。

- b 商品先物取引に関する勧誘等における禁止事項の見直しの実施に当たり、顧客保護に欠ける事態が生じないように取り組むなど、商品先物市場の環境整備等を行います。

#### ウ 生産性向上等の取組

家族経営等の中小規模の事業者が多い食品産業における生産性向上や労働力確保等に向け、優良事例の共有化等を図る官民一体となった協議会の立ち上げや、ロボット技術の導入等の取組を推進します。また、地域の食品産業事業者が、そのニーズに応じた人材を確保するための教育機関等との連携を推進します。

#### エ 環境問題等の社会的な課題への対応

##### (ア) 食品ロスの削減に向けた取組

a 関係府省庁との連携の下、個別企業では解決が困難な商慣習等の見直しに向けたフードチェーン全体の取組を支援するとともに、フードバンク活動等を総合的に支援することにより、食品ロス削減国民運動（NO-FOODLOSS PROJECT）を展開します。また、食品ロスの削減による環境負荷の低減効果の「見える化」や「環境にやさしい買物キャンペーン」等により、都道府県・市町村、食品関連事業者等の協力を得て食品ロス削減を含めた3R行動の実施を消費者に呼びかけます。

b 食品廃棄物等の発生抑制の目標値について、可能な業種については目標値の設定を検討します。

##### (イ) 食品産業における環境負荷の低減及び資源の有効利用

###### a 食品循環資源有効利用促進対策

(a) 食品関連事業者、再生利用事業者、農業事業者等の関係者間のマッチングの強化等や、地域における多様な食品リサイクルループの形成を促進します。また、食品廃棄物のバイオガス化により再生可能エネルギー創出と農業生産の高度化に寄与する食品リサイクルループの推進等の活動の支援を行い食品廃棄物の有効利用のための取組を促進

します。

(b) 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（13年5月施行）に基づき、新たな食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針の策定等を行います。

###### b 容器包装リサイクル促進対策

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（7年12月施行）の施行状況の点検をするとともに、義務履行の促進、容器包装廃棄物の排出抑制のための取組として、食品関連事業者への点検指導等を実施します。

###### c CO2排出削減対策

食品産業におけるCO2排出削減に向けた多様な取組事例の調査・検討・分析を実施し、研修会及び優良事例の表彰を開催するとともに、自主行動計画の進捗状況の点検等を実施します。

##### (ウ) 高齢化の進展等に対応した食料提供等

民間事業者等が、食料品の購入や飲食に不便や苦勞を感じる「食料品アクセス問題」を抱える市町村等と連携して行う地域の実態を踏まえた取組の企画の検討を支援します。

## 4 グローバルマーケットの戦略的な開拓

### (1) 官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進

#### ア オールジャパンでの輸出促進体制の整備

2020年に1兆円とする目標の達成に向けて官民一体となって「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」（25年8月策定、以下「国別・品目別輸出戦略」という。）の着実な実行に努め、以下の取組を行います。

(ア) 輸出戦略実行委員会において、品目別の輸出拡大方針の実行状況を踏まえ、品目別輸出団体の活動の点検/分析を行うとともに、輸出環境課題等について議論し、優先的に取り組むべき課題の整理等を行います。

(イ) 水産物、コメ・コメ加工品、花き、畜産物、茶及び林産物（木材）の品目別輸出団体が、ジャパン・ブランドの確立を目的として、国内検討会の開催や海外マーケットの調査、輸出環境課題の解決等を実施する取組を

支援します。

- (ウ) 独立行政法人日本貿易振興機構 (JETRO) との連携強化を通じた、事業者発掘から商談支援に至る総合的なビジネスサポート体制を強化します。具体的には、JETROにおける情報収集・発信機能、相談窓口機能の強化、海外見本市への出展や国内外での商談会の開催、専門家の設置、新たな海外市場で販売促進等を行うためのマーケティング拠点の設置などを実施します。

#### イ 輸出阻害要因の解消等による輸出環境の整備

輸出先国の規制等、輸出促進の阻害要因となっている課題を洗い出し、改善に向けた対応状況を明らかにした輸出環境課題レポートを作成、公表し、輸出環境課題の解決に向けた取組を、優先順位を付けながら計画的に推進します。

##### (ア) 農産物等輸出促進

- a 23年3月の東電福島第一原発事故を受けて、諸外国・地域において日本産食品に対する輸入規制が行われていることから、輸入規制の撤廃・緩和に向けた働きかけを継続して実施します。
- b 日本産食品等の安全性や魅力に関する情報を諸外国・地域に発信するほか、海外におけるプロモーション活動の実施により、日本産食品等の輸出回復に取り組めます。
- c 輸出先となる国や事業者等から求められる HACCP、GLOBALG.A.P.等の認証取得を促進します。また、国際的な取引にも通用する、HACCPをベースとした食品安全管理に関する規格・認証の仕組みやGAPに関する規格・認証の仕組みの構築を推進します。

##### (イ) 輸出検疫

- a 輸出先国で登録されていない農薬等の国内での使用を低減するIPMを活用した防除技術の確立や輸出解禁協議等において必要となる国内病害虫情報の収集等の取組を支援します。また、畜産物を輸出する際の相手国からの要求を満たすよう、白血病等の伝染性疾患の清浄化対策を支援するとともに、野生動物を対象とした伝染性疾患の監視を行います。
- b 植物の輸出に必要な検査手続や輸出先国の検疫条件を産地等へ情報提供するとともに、

卸売市場や集荷地等での輸出検疫を行うことにより、産地等の輸出への取組を支援します。また、畜産物の迅速な輸出検疫手続のため、輸出検査証明書を電子的に発行するシステムを構築します。

- c 輸出解禁協議については、「国別・品目別輸出戦略」に掲げられた重点国・品目を中心に協議を行うことにより戦略的に推進します。
- d これらのほか、輸出検疫の円滑化や輸出可能品目についての訪日旅行者に対する情報提供等により、お土産としての農産物・食品の持ち帰りを推進します。

##### (ウ) フードバリューチェーンの構築

開発途上国等において、官民連携によるフードバリューチェーンの構築を図るため、「グローバル・フードバリューチェーン戦略」に基づき、官民協議会や二国間政策対話等を活用して、我が国食産業の海外展開等によるコールドチェーン（低温流通体系）、流通販売網等の輸出環境の整備を推進します。

#### ウ 輸出促進等に向けた日本食や日本の食文化の海外展開

- (ア) 「地球に食料を、生命にエネルギーを」がテーマの2015年ミラノ国際博覧会出展のため、日本館の建築、展示物の製作、行催事・広報活動の実施、運営計画の策定等の開催準備等を実施します。
- (イ) 国内外の市場拡大を目指して、現場発の発想で国産農林水産物・食品とこれに関連する多様なモノ・サービスを結び付けるなどし、地産地消、国産消費の拡大、輸出の促進等を推進します。
- a 料理学校や海外給食事業者等と連携したメニュー開発による日本産食材の活用促進、海外主要都市での日本食文化週間の実施、海外メディア等を活用した日本食・食文化の魅力発信等の取組を実施します。
- b 海外の料理学校等を活用した日本食料理講習会の開催、海外主要都市での日本食レストランウィークの実施、日本食の海外出店等の取組を支援します。
- (ウ) 北海道産食の海外需要拡大等を図るため、

食と観光の連携によるフードツーリズムの展開を通じた食の魅力発信についての調査や、海外への小口冷凍・冷蔵貨物の宅配小口輸送サービスの利用拡大の取組を進めます。

## (2) 食品産業のグローバル展開

### ア 海外展開による事業基盤の強化

(ア) 日本の「食文化・食産業」の海外展開(Made BY Japan)を促進するため、海外展開における阻害要因の解決を図るとともに、グローバル人材の確保に向け、食関連企業及びアセアン各国の大学と連携し、食品加工・流通等に関する教育を行う取組等を推進します。

(イ)「国別・品目別輸出戦略」に沿った取組を円滑に進めるために、JETROにおいて、商品トレンドや消費者動向など現場目線のマーケティング情報やその活用ノウハウの提供を行うとともに、輸出先国バイヤーの発掘・関心喚起等輸出環境整備に引き続き取り組みます。また、独立行政法人中小企業基盤整備機構では、食品に対する国内展示会への出展支援や実現可能性調査支援等を通じ中小企業の海外展開を支援します。

### イ ビジネス投資環境の整備

「グローバル・フードバリューチェーン戦略」に基づき、我が国食産業の海外展開を図るため、二国間政策対話や経済連携等を活用し、ビジネス投資環境の整備を推進します。

### ウ 食料産業における国際標準への戦略的対応

我が国の食品産業事業者の国際的な取引における競争力を確保し、消費者に対してより安全な食品を供給するため、日本発の国際的に通用するHACCPをベースとした食品安全管理に関する規格や認証の仕組みの構築とその国際規格化に向けた取組を官民が連携して推進します。あわせて、事業者におけるHACCP等食品安全に関する知識を有する人材や国際的な基準の策定等の過程に参画できる人材の育成と、我が国におけるこうした取組の海外への積極的な発信等を推進します。

## (3) 知的財産の戦略的な創造・活用・保護

ア 品質等の特性が産地と結び付いている我が国の伝統的な農林水産物・食品を登録・保護する

地理的表示保護制度の周知や信頼確保に取り組むとともに、地理的表示を活用した付加価値向上を推進するため、地域特性を有する製品の品質管理基準やマーケティング戦略の策定を支援するほか、地理的表示の活用に関するガイドラインの策定や見本市の開催等を行います。

また、知的財産発掘・活用推進協議会を設置し、知的財産の総合的なデータベースを構築して公表するほか、地域協議会を設置し、地域産品のブランド化に向けた地方セミナーの開催や知的財産マネジメントの普及とその能力を持った人材育成等を行います。

イ 育成者権や栽培ノウハウ等の知的財産を総合的に活用し、地域ブランド産品の国内外における価値を最大限に高め、これを活用して地域振興を図る取組を支援します。

ウ 我が国の農業や食品産業の分野において知的財産の利活用が進んでいないことから、戦略的知的財産活用マニュアルの普及啓発を推進します。

エ 地域の生産者等と協働し、日本産食材の利用拡大や日本の食文化の海外への普及等に貢献した料理人を顕彰する制度である「料理マスターズ」を引き続き実施します。

オ 「東アジア植物品種保護フォーラム」の下、東アジアにおける品種保護制度の整備・充実を促進するための協力活動を推進します。

カ 我が国の地名等が海外で第三者によって商標出願される問題に対し、「農林水産・食品知的財産保護コンソーシアム」への支援を通じ、現地人材等を活用した共同監視、海外展開食品企業の知的財産担当OBを活用した国別担当者(相談窓口)の設置等により、グローバル展開を図る我が国農林水産物・食品の知的財産の保護・活用対策の強化を図ります。

また、海外への輸出を図る農産物のDNA品種識別技術及び産地判別技術の実用化に取り組み、品種保護を図る取組を支援します。

キ IT技術によってデータ化された熟練農家のノウハウについて、生産方法の実証を通じて、その知的財産としての帰属や保護・活用の在り方等を定めたガイドラインを策定する取組を支援します。

ク 知的財産に関する施策を効果的かつ効率的に推進するため、新たな農林水産省知的財産戦略を策定します。

## 5 様々なリスクに対応した総合的な食料安全保障の確立

### (1) 食料供給に係るリスクの定期的な分析、評価等

主要な農林水産物の供給に影響を与える可能性のあるリスクを洗い出し、そのリスクごとの影響度合、発生頻度、対応の必要性等について定期的に分析、評価を行います。

また、不測の事態が発生した場合に備え、「緊急事態食料安全保障指針」(24年9月策定)に基づく具体的な対応手順について、関係者に幅広く周知するとともに、想定される不測の事態ごとのシミュレーション等を実施し、対応手順の実効性の検証を行い、必要に応じた見直しや更なる充実を図ります。

### (2) 海外や国内におけるリスクへの対応

「緊急事態食料安全保障指針」に基づき、食料の安定供給を確保するための平時の取組を行います。また、食料の安定供給に関するリスクの定期的な分析・評価結果を踏まえ、平素から、食料供給への影響を軽減するための対応策を検討・実施します。

#### ア 国際的な食料需給の把握、分析

省内外において収集した国際的な食料需給に係る情報を一元的に集約するとともに、我が国独自の短期的な需給変動要因の分析や、中長期の需給見通しを策定し、これらを国民に分かりやすく発信します。

#### イ 輸入穀物等の安定的な確保

(ア) 穀物の輸入先国との緊密な情報交換等を通じ、安定的な輸入を確保します。

海外依存度の高い飼料原料について、天災等による海外からの供給途絶や国内の配合飼料工場の被災といった不測の事態に対応するとともに、調達先の多元化に伴い、脆弱なインフラ等に起因する輸送遅延が発生したことも踏まえ、とうもろこし・<sup>せいじやく</sup>こうりゃんを60万t備蓄します。

(イ) 国際港湾の機能強化

a ばら積み貨物の安定的かつ安価な輸入を実

現するため、大型船に対応した港湾機能の拠点的确保や企業間連携の促進等による効率的な海上輸送網の形成に向けた取組を引き続き推進します。

b 国際海上コンテナターミナル、国際ターミナルの整備等、国際港湾の機能強化を推進します。

(ウ) 海外農業投資の支援

a 関係府省・機関により取りまとめた「食料安全保障のための海外投資促進に関する指針」(21年8月策定)に基づき、民間企業に対する海外農業投資に係る情報提供を実施するとともに、投資対象国における日本向け農産物の生産可能性調査やビジネスマッチングのためのフォーラムを実施します。

b 国連食糧農業機関(FAO)等3つの国際機関が運営する世界食料安全保障委員会(CFS)において、26年10月に採択された「農業及びフードシステムにおける責任ある投資のための原則」のコンセプトを踏まえつつ、我が国から海外への農業投資について支援を行います。

(エ) 肥料原料の供給安定化対策

肥料原料については、海外からの輸入への依存度を低減させるため、国内の未利用資源の活用に向けた技術開発、実証・実用化等をコストに配慮しつつ推進します。

(オ) 遺伝資源の収集・保存・提供機能の強化

食料の安定供給に資する品種の育成・改良に貢献するため、農業生物資源ジーンバンクにおいては、収集した遺伝資源を基に、幅広い遺伝変異をカバーしたコアコレクションの整備を進め、植物・微生物・動物遺伝資源の更なる充実と利用者への提供を促進します。また、食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約(ITPGR)の枠組みを活用した他国との植物遺伝資源の相互利用や、植物遺伝資源に関するアジア諸国との二国間共同研究等を推進することによって、海外遺伝資源の導入環境を整備します。

ウ 国際協力の新展開

(ア) 世界の食料安全保障に係る国際会議への参画等



G7・G20サミット及びその関連会合、アジア太平洋経済協力（APEC）関連会合、ASEAN+3農林大臣会合、CFS等FAO関連会合、経済協力開発機構（OECD）農業委員会等世界の食料安全保障に係る国際会議等に積極的に参画し、持続可能な農業生産の増大、生産性の向上及び多様な農業の共存に向けて国際的な議論に貢献します。また、フードバリューチェーンの構築が農産物の付加価値を高め、農家・農村の所得向上と食品ロス削減に寄与し、食料安全保障を向上させる上で重要であることを発信します。

さらに、28年に日本がG7の議長国となることを踏まえ、食料安全保障について有意義な議論を開始するため、G7農業大臣会合準備会合を開催します。

#### (イ) 官民連携によるフードバリューチェーンの構築

二国間政策対話等を活用し、フードバリューチェーンの構築を推進するため、民間投資と連携した協力を行います。

#### (ウ) 食料・農業分野における技術・資金協力

世界の貧困削減・飢餓撲滅に貢献すべく、食料・農業分野における以下の国際協力を実施します。

- a 開発途上国からの要請に応じ、技術協力及び資金協力を実施します。また、世界の食料安全保障の確立に取り組む国際機関への拠出を通じた協力を実施します。
- b ①開発途上国でのフードバリューチェーンの構築支援、②飢餓・貧困対策への貢献、③気候変動や越境性感染症等の地球規模課題への適切な対応を農林水産分野のODAにおける重点分野とし、国際協力を効果的に実施する上で必要となる基礎的な調査、技術開発、人材育成等を実施します。

#### (エ) 食料・農業分野での取組を通じた食料安全保障の強化

- a アフリカを始めとした世界の栄養改善に向けて、官民が一体となった具体的な方策を検討し、実施します。
- b 大規模災害等の緊急時に対処することを目的としたASEAN+3緊急米備蓄(APTERR)

協定を受け、APTERR体制の確立に向けた基金の設立・運営や現物備蓄事業への支援を行います。

## エ 動植物防疫措置の強化

### (ア) 家畜防疫体制の強化や植物病虫害の防除の徹底

世界各国における口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の発生、地球温暖化に伴う新たな植物病虫害の侵入等を踏まえ、国内における家畜の伝染性疾病や植物の病虫害の発生予防及びまん延防止対策、発生時の危機管理体制の整備等を実施します。

### (イ) 輸入検疫体制の強化

- a 家畜防疫官・植物防疫官の適切な配置及び検疫探知犬の増頭等検査体制の整備・強化により、円滑で確実な水際対策を講じるとともに、家畜の伝染性疾病及び植物の病虫害の侵入・まん延を防止します。
- b 政府が輸入する米麦について残留農薬等の検査を実施します。

### (ウ) 産業動物獣医師の育成・確保

産業動物獣医師への就業を志す獣医系大学の学生や地域の産業動物獣医師への就業を志す高校生等への修学資金の貸与、獣医系大学の学生を対象にした産業動物獣医師の業務について理解を深めるための臨床研修や女性獣医師等を対象とした職場復帰・再就職に向けたスキルアップのための研修等の実施による産業動物獣医師の育成等の支援、産業動物獣医師の提供体制整備に取り組む地域への支援を実施します。

## オ 食品流通における不測時への備えの強化

### (ア) 食のライフラインの確保

震災時においても、食品流通に係る事業継続等を目的とした食品産業事業者等による連携・協力体制の構築を促進するための支援をします。

### (イ) 適切な備蓄の実施

- a 米穀の備蓄運営について、米穀の供給が不足する事態に備え、国民への安定供給を確保するため、100万t程度（27年6月末時点）の備蓄保有を行います。
- b 海外依存度の高い小麦について、港湾スト

等により輸入が途絶した場合に備え、外国産食糧用小麦需要量の2.3か月分を備蓄し、そのうち政府が1.8か月分の保管料を助成します。

- c 緊急時に備えた家庭における食料品の備蓄を推進します。

## 6 国際交渉への戦略的な対応

### (1) EPA (経済連携協定)/FTA (自由貿易協定) への取組等

「日本再興戦略」改訂2014(26年6月策定)等に基づき、グローバルな経済活動のベースとなる経済連携を進めます。

具体的には、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定、東アジア地域包括的経済連携(RCEP)、日中韓FTA、日EU・EPA等の経済連携について、我が国の農林水産品がこれらの交渉において慎重に扱うべき事項であることに十分配慮し、重要品目の再生産が引き続き可能となるよう、交渉を行います。

### (2) WTO交渉における取組

「多様な農業の共存」という基本理念の下、各国の農業が発展することができるような貿易ルールの確立に向けて、WTOドーハ・ラウンド交渉の前進と、多角的貿易システムの維持・強化に積極的に貢献していきます。

## III 農業の持続的な発展に関する施策

### 1 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保

#### (1) 法人化、経営の多角化等を通じた経営発展の後押し

##### ア 担い手への重点的な支援の実施

(ア) 認定農業者等の担い手が主体性と創意工夫を発揮して経営発展できるよう、担い手に対する農地の集積・集約化の促進や経営所得安定対策、出資や融資、税制など、経営発展の段階や経営の態様に応じた支援を行います。

(イ) 担い手の育成・確保に向けた施策について、構造改革の進展の状況を踏まえつつ、担い手の経営発展に資するよう、分析、検証を

行っていきます。

#### イ 農業経営の法人化等の加速化

(ア) 農業経営の法人化を促進するため、大規模な家族農業経営や集落営農等を中心に、法人化のメリットや手続、法人経営に必要となる財務・労務管理に関する情報やノウハウ等の普及啓発を行うとともに、税理士等の経営に関する専門家による相談・指導体制の整備などを推進します。

(イ) 労働力不足の状況に対応し、農業法人において、幅広い年齢層や他産業からの人材などの活用を図るため、他産業並の就業環境の整備を推進するとともに、従業員のキャリアパスとして別の法人の経営者として独立する取組等を促進します。

(ウ) 担い手が少ない地域においては、地域における農業経営の受皿として、集落営農の組織化を推進するとともに、これを法人化に向けての準備・調整期間と位置付け、法人化を推進します。

#### ウ 経営の多角化・複合化

雇用労働力の有効活用や農業機械等の経営資源の有効利用、価格変動や自然災害による経営リスクの分散等を図るため、経営の多角化や複合化を推進します。

### (2) 新規就農や人材の育成・確保、経営継承等

#### ア 青年層の新規就農

(ア) 将来の我が国の農業を支える人材を確保するためには、青年新規就農者を増大させる必要があることから、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、

① 就農の準備(2年以内)及び経営が不安定な就農直後(5年以内)の所得の確保に対する給付金の給付

② 農業法人等が実施する新規就農者に対する実践研修への支援を推進します。

(イ) 初期投資の負担を軽減するため、農業機械等の取得に対する補助や無利子資金の貸付けを行います。

(ウ) 就農希望者等に対する全国的な求人情報等の提供や就農相談、就農前の短期間就業体験(インターンシップ)の実施を支援します。

(エ) 地域の農業大学校、農業高校等の卒業生の就農を促進するため、関係府省や都道府県等の連携の下、先進的な農業経営の学習の充実や就農支援体制の強化等を推進します。

#### イ 経営感覚を持った農業者の育成・確保

(ア) 今後の地域農業のリーダーとなる人材の層を厚くするとともに、農業界をけん引するトッププロを育成するため、高度な経営力、地域リーダーとしての人間力等を養成する高度な農業経営者育成教育機関等への支援を推進します。

(イ) 社会の変化や産業の動向等に対応した、高度な知識・技能を身に付け、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成するため、先進的な卓越した取組を行う専門高校を指定し、取組を支援します。

(ウ) 被災地の人材ニーズに対応し、復興の即戦力となる専門人材や次代を担う専門人材の育成等を支援します。

#### ウ 次世代の担い手への円滑な経営継承

今後、担い手の優れた技術や農地等の生産基盤を確実に次世代の担い手に継承していくため、農業法人や大規模な家族農業経営が経営継承の重要性の理解を深め、円滑に経営継承を行うための具体的な計画を策定し、実施する取組を促進します。

#### エ 企業の農業参入

企業の農業参入は、特に担い手が不足している地域においては農地の受皿として期待されていることから、農地中間管理機構を中心としてリース方式による企業の参入を促進します。

## 2 女性農業者が能力を最大限発揮できる環境の整備

### (1) 女性の活躍推進

女性農業者が、その能力を最大限に発揮し、農業経営や6次産業化を展開することができる環境を整備します。このため、経営体向け補助事業について女性農業者等による積極的な活用を促進するほか、地域農業における次世代のリーダーとなり得る女性農業経営者の育成及び農業で新たにチャレンジを行う女性の経営の発展を促進するための取組を推進します。

また、女性農業者の知恵と民間企業の技術、ノウハウ、アイデアなどを結び付け、新たな商品やサービス開発等を行う「農業女子プロジェクト」の活動を拡大します。

### (2) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

地域農業に関する方針等に女性農業者等の声を反映させるため、人・農地プランを検討する場への女性農業者の参画を義務付けるとともに、女性の登用状況の調査・公表をするなど、女性農業者の農業委員及び農業協同組合の役員等への登用を推進します。

## 3 農地中間管理機構のフル稼働による担い手への農地集積・集約化と農地の確保

### (1) 担い手への農地集積・集約化の加速化

#### ア 人・農地プランの活用

各地域の人と農地の問題を解決していくため、人・農地プランの作成と定期的な見直しを推進します。その際、地域内外の幅広い関係者が参画した徹底的な話し合いを進め、担い手を同プランに位置付けていくとともに、農地利用状況の電子地図システムを話し合いのベースとして全面的に活用します。

人・農地プランに即して担い手が行う経営規模の拡大等の取組を、融資等を通じて促進します。

#### イ 農地中間管理機構のフル稼働

農地の公的な中間的受皿として各都道府県に整備された農地中間管理機構をフルに稼働させ、地域内に分散・錯綜する農地を借り受け、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して貸し付けることで、担い手への集積・集約化を推進します。

### (2) 荒廃農地の発生防止・解消等

農業者等が行う、荒廃農地を再生利用する取組を推進するとともに、農地法に基づく農業委員会による利用意向調査、指導等の一連の手続を活用して再生利用可能な荒廃農地の農地中間管理機構への利用権設定を進めることにより、荒廃農地の発生防止と解消に努めます。

### (3) 農地転用許可制度等の適切な運用

農地の転用規制及び農業振興地域制度の適正な運用を通じ、優良農地の確保に努めます。

#### 4 担い手に対する経営所得安定対策の推進、収入保険制度等の検討

##### (1) 担い手を対象とした経営所得安定対策の着実な推進

担い手の農業経営の安定を図り、我が国農業の更なる構造改革を進める観点から、「畑作物の直接支払交付金」と「米・畑作物の収入減少影響緩和対策」について、27年産から認定農業者、認定新規就農者、集落営農を対象として、規模要件を課さずに実施します。

##### ア 畑作物の直接支払交付金

諸外国との生産条件の格差から生じる不利がある畑作物（麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね）を生産する農業者に対して、標準的な生産費と標準的な販売価格の差に相当する額を直接交付する「畑作物の直接支払交付金」を実施します。

##### イ 米・畑作物の収入減少影響緩和対策

国民に対する熱量の供給を図る上で特に重要なもの等で、収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和する必要がある農産物を生産する農業者に対して、農業者拠出に基づくセーフティネットとして、「米・畑作物の収入減少影響緩和対策」を実施します。

##### ウ 米の直接支払交付金

米の直接支払交付金について、29年産米までの時限措置として実施します。

##### (2) 経営の新たなセーフティネットとしての収入保険制度等の検討

農業経営全体の収入に着目した収入保険の導入について、制度の仕組みの検証等を行う事業化調査を実施するなど、検討を進めます。

また、収入保険の検討と併せて、農業災害補償制度の在り方を検討します。

#### 5 構造改革の加速化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備

農地集積の加速化、農業の高付加価値化に資する農地の大区画化・汎用化や畑地かんがい等の整備、老朽化した農業水利施設の長寿命化・耐震化対策等を推進します。

また、生態系や景観等の農村環境の保全・形成に配慮した農業生産基盤の整備を推進します。

##### (1) 力強い農業を支える農業生産基盤整備

ア 大区画化・汎用化等の基盤整備を実施し、農地中間管理機構とも連携した担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化を推進します。

イ 農地整備状況について、地理情報システムを活用した情報の可視化、共有を図ります。

ウ パイプライン化やICTの導入等により、水管理の省力化と担い手の多様な水利用への対応を実現する新たな農業水利システムを構築し、農地集積の加速化を推進します。

##### (2) 老朽化等に対応した農業水利施設の持続的な保全管理

ア 点検、機能診断及び監視を通じた適切なリスク管理の下での計画的かつ効率的な補修、更新等により、施設の徹底した長寿命化とライフサイクルコストの低減を図ります。

イ 地理情報システムを活用した国営造成農業水利施設に係る点検、機能診断結果等の情報の蓄積、可視化、共有を推進します。

##### (3) 農村地域の強靱化に向けた防災・減災対策

ア 基幹的な農業水利施設やため池等の耐震診断やハザードマップの作成、耐震対策、集中豪雨による農村地域の洪水被害防止対策等を実施します。特に、下流に人家等があり、施設が決壊した場合に影響を与えるおそれのあるため池（防災重点ため池）の豪雨対策を実施します。

イ 津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害等から農地等を防護するため、海岸保全施設の整備等を実施します。

##### (4) 農業・農村の構造の変化等を踏まえた土地改良制度の検証・検討

農業・農村の構造の変化を見極めつつ、土地改良事業や土地改良区の現状、ニーズ等について把握、分析した上で、新たな土地改良長期計画の検討等と併せ、土地改良制度の在り方について検証、検討を行います。

#### 6 需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革

##### (1) 米政策改革の着実な推進、飼料用米等の戦略作物の生産拡大

ア 米政策改革の着実な推進

(ア) 需要に応じた生産を推進するため、水田活用の直接支払交付金による支援、中食・外食等のニーズに応じた生産と播種前契約、複数年契約等による安定取引の一層の推進、県産別、品種別等のきめ細かい需給・価格情報、販売進捗、在庫情報の提供等の環境整備を推進します。

(イ) 定着状況を見ながら、30年産を目途に行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政、生産者団体、現場が一体となって取り組みます。

(ウ) 28年産の生産数量目標及び自主的取組参考値の設定に当たっては、自主的に主食用米以外に転換しても次年度の配分に影響を与えないよう、27年産の都道府県別のシェアを固定して配分することを基本とします。

#### イ 飼料用米等の戦略作物の生産拡大

食料自給率・食料自給力の維持向上を図るため、飼料用米、麦、大豆など、戦略作物の本作化を進めるとともに、地域の特色のある魅力的な産品の産地づくりに向けた取組を支援することにより、水田のフル活用を図ります。

飼料用米及び米粉用米について、単収向上へのインセンティブとして、生産数量に応じて交付金を支払う数量払い等により戦略作物の生産への支援を行うとともに、地域が作成する「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、地域の裁量で活用可能な産地交付金により、産地づくりに向けた取組を支援します。

### (2) 畜産クラスター構築等による畜産の競争力強化

#### ア 畜産・酪農の競争力向上

(ア) 畜産について、高齢化等による離農や後継者不足等を背景に農家戸数や飼養頭数が減少していることから、畜産農家を始めとして、地域に存在する外部支援組織（コントラクター、TMRセンター、キャトル・ステーション、ヘルパー等）や関連産業等の関係者（乳業、食肉センター等）が有機的に連携、

結集し、地域ぐるみで収益性を向上させる高収益型畜産体制（畜産クラスター）の下での取組を推進し、競争力を高め、生産基盤の強化を図ります。

(イ) 上記の畜産クラスター計画の下、新規就農者等の確保や経営資源の円滑な継承を促進するとともに、搾乳ロボットや哺乳ロボット等の省力化機械の導入・活用、外部支援組織の活用による労働負担の軽減を推進します。

また、酪農経営における受精卵移植・性別別技術を活用した優良な乳用後継雌牛の確保や、和牛主体の肉用子牛の生産拡大、和牛繁殖経営におけるICT等の新技術を活用した繁殖性の向上等を図る取組を支援します。

さらに、輸入飼料に依存した畜産から国内の飼料生産基盤に立脚した畜産に転換するため、国産飼料の生産・利用の拡大や流通基盤・体制の強化、放牧の活用や食品残さ等の飼料利用の拡大等を推進します。

(ウ) 需要面での変化については、人口減少等により、国内需要は減少が見込まれる中、チーズ、発酵乳、適度な脂肪交雑の牛肉への需要の拡大や安全・安心への関心等を踏まえ、多様な消費者ニーズに的確に対応した生産等を推進します。

#### イ 畜産・酪農関係の経営安定対策

経営安定対策として、以下の施策等を実施し、畜産農家等の経営安定を図ります。

##### (ア) 畜種ごとの経営安定対策

a 酪農関係では、①加工原料乳に対する加工原料乳生産者補給金の交付、②加工原料乳の取引価格が低落した場合の補填金の交付、③自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家（自給飼料の生産を行うとともに環境負荷軽減に取り組んでいる者）に対し、飼料作付面積に応じた交付金の交付等の対策

b 肉用牛関係では、①肉用子牛対策として、肉専用種を対象に肉用子牛生産者補給金制度を補完する肉用牛繁殖経営支援事業、②肉用牛肥育対策として、粗収益が生産コストを下回った場合に補填金を交付する肉用牛肥育経営安定特別対策事業（新マルキン事業）

c 養豚関係では、粗収益が生産コストを下

回った場合に補填金を交付する養豚経営安定対策事業

- d 養鶏関係では、鶏卵の取引価格が補填基準価格を下回った場合に補填金を交付する鶏卵生産者経営安定対策事業

(イ) 飼料価格高騰対策

配合飼料価格の大幅な変動に対応するための配合飼料価格安定制度を適切に運用するとともに、国産飼料の増産や食品残さを飼料として利用する取組等を推進します。

(3) 実需者ニーズ等に対応した園芸作物等の供給力の強化

ア 野菜関係対策

(ア) 野菜価格の低落に際しては、生産者補給交付金等の交付を円滑に行います。

(イ) 価格動向の変化に合わせて、直近6か年の平均卸売価格を基に保証基準額を改定します。

(ウ) 加工・業務用野菜への転換を推進する産地に対し、加工・業務用野菜の安定生産に必要な作柄安定技術の導入を支援します。あわせて、加工・業務用需要に対応したサプライチェーンの構築に加えて、加工・業務用野菜の生産を加速化するための新技術・機械化の導入等について支援します。

(エ) 燃油価格の高騰の影響を受けにくい経営構造への転換を進めるため、省エネ設備のリース導入及び燃油価格高騰時のセーフティネットの構築を支援します。

イ 花き関係対策

「花きの振興に関する法律」(26年12月施行)に基づき、国産シェアの奪還と輸出拡大を図るため、花き業界関係者が一堂に会する協議会の設置・運営や、日持ち性の向上、コールドチェーンの確立、広域連携による加工技術の向上等の国産花きの強みを活かす生産・供給体制の強化、花育活動等の需要拡大に向けた取組等を支援します。また、「花きの輸出戦略」(25年8月策定)を踏まえ、多様で高品質な国産花きの輸出拡大に向けた取組を支援します。さらに、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の成功に向けて、勝利の花束いわゆる‘ビクトリーブーケ’や会場内外の装飾に利用

される国産花きの安定供給に向けた取組を支援します。

ウ 茶関係対策

茶の輸出拡大や高付加価値化に向け、輸出向け商品の加工技術や機能性成分等の特色を持つ品種の導入等を支援します。

エ 砂糖及びでん粉関係対策

「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律」(昭和40年6月施行)に基づき、さとうきび・でん粉原料用かんしょ生産者及び国内産糖・国内産いもでん粉の製造事業者に対して、経営安定のための支援を行います。

(4) 需要拡大が見込まれる有機農産物や薬用作物の生産拡大

ア 有機農産物関係対策

有機農産物の生産拡大のため、有機農業に取り組む産地の供給力拡大に向けて、地域の気象、土壌条件等に適合した栽培技術の実証、研修受入農家の拡大及び有機農業者の定着、地域ブロックごとのマッチングフェアの開催等の取組を支援します。また、有機JAS認証の取得を推進するとともに、輸出促進に向けた諸外国との有機同等性の取得等を推進します。

イ 薬用作物関係対策

薬用作物の産地化に向けて、実需者(漢方薬メーカー等)と連携した地域ごとの気象・土壌条件等に適した品種の選定、安定した生産に資する栽培技術の確立のための実証ほの設置、低コスト生産体制の確立に向けた農業機械の改良等の取組を支援します。

7 コスト削減や高付加価値化を実現する生産・流通現場の技術革新等

(1) 戦略的な研究開発と技術移転の加速化

ア 現場のニーズを踏まえた戦略的な研究開発

様々な農政の課題に技術面での確に対応するため、「農林水産研究基本計画」(27年3月策定)に基づきつつ、「攻めの農林水産業」の展開に向けて、以下の施策を推進します。その際、農業現場のニーズに直結した戦略的な研究開発を推進するため、農業者や普及組織等の研究への参画を推進します。

(ア) 生産現場強化のための研究開発

- a 稲作経営の収益を向上させ得る、野菜等を組み入れた水田複合経営の新作型の開発を推進します。
  - b 飼料用米の収量を高位安定化させる生産技術、飼料の給与による畜産物の差別化技術等の開発を推進します。
  - c 家畜の遺伝子の網羅的解析等により、優良な形質を持つ家畜を育成し、効率よく増やし、健康に育てるための技術の開発を推進します。
  - d 温暖化の将来予測に基づく品種育成・生産安定技術等、豪雨などの異常気象による被害を回避・軽減する技術を開発します。
  - e 有機資源の循環利用や微生物を利用した化学肥料や農薬の削減技術、養分利用効率の高い施肥体系、土壌に蓄積された養分を有効活用する管理体系等の確立を推進します。
  - f ゲノム情報を最大限に活用して、高温や乾燥等に適應する品種の開発を推進します。
  - g 国産花きの競争力強化のため、実需ニーズの高い新系統及び低コスト栽培技術、品質保持期間延長技術の開発を推進します。
  - h 自動走行トラクタ、生育予測システム、自動水管理システム、植物工場における収量・成分の制御を可能とする栽培管理技術など、農業のスマート化を実現するための様々な技術の開発を総合的に推進します。
- (イ) 需要フロンティア拡大のための研究開発
- a 機能性農林水産物・食品の開発・エビデンスの獲得を行うとともに、開発された機能性農林水産物・食品の利用を促進するため、データベースの構築及び栄養指導プログラムの開発を推進します。
  - b 密閉型植物工場において、遺伝子組換え植物を活用したワクチン・機能性食品等有用物質生産の実用化のために使用エネルギー効率の高い生産技術、品質管理技術を開発します。
  - c 農産物の多様な品質を集出荷施設等で迅速に評価する新しい技術の開発を推進するとともに、輸出先の嗜好性に適合する品種を容易に選定する技術の開発を推進します。
- (ウ) バリューチェーン構築のための研究開発

- a 実需者等のニーズに的確に対応し、大規模生産が可能となる業務・加工用の水稻・小麦・大豆等品種及び生産技術を開発するとともに、実需者等のニーズに応じた加工適性を持つ野菜・果樹品種及び生産・加工・鮮度保持技術の開発を推進します。
  - b 稲、麦、大豆、園芸作物等の農業上有用な遺伝子を同定し、DNAマーカーの開発・利用を推進するとともに、ゲノム情報を活用した新しい育種技術や、遺伝資源等から有用遺伝子を効率よく発掘する技術、害虫の薬剤抵抗性管理技術等の開発を推進します。また、海外植物遺伝資源の導入環境を整備します。
  - c 農山漁村の自立・分散型エネルギー供給体制の形成に向けて、バイオ燃料や熱エネルギーを効率的に生産・利用するための技術の開発を推進します。
- イ 技術移転の加速化
- (ア) 「橋渡し」機能の強化
- a 「知」の集積と活用場による技術革新
    - (a) 市場開拓等に意欲的な民間企業と、異分野の革新的な技術シーズ等を有する研究機関を結び付け、ビジネスに直結可能な研究テーマ等を定めた基本構想を策定します。
    - (b) 産学を結び付ける研究プラットフォームづくりのため、専門の部署を設けるとともに、技術シーズ等を民間企業と研究機関で共有するワークショップ等を開催することで、28年度以降の本格実施に円滑につなげます。
    - (c) 共同研究のマネジメントやビジネス化にたけたコーディネーターによって、商品化・事業化に向けた共同研究を推進する体制を整えます。
  - b 異分野融合研究の強化
    - 医学や工学など異分野の技術を農林水産分野に導入・活用するための共同研究を進めるとともに研究成果を社会実装につなげるためのシンポジウムの開催や試作機の展示等を行う機会を設けます。
  - c 研究開発・普及・生産現場の連携による技術開発・普及
    - (a) 農林水産業・食品産業等におけるイノ

バージョンにつながる革新的な技術シーズを開発するための基礎研究及び開発された技術シーズを実用化に向けて発展させるための研究開発を推進します。

- (b) 研究開発から産業化までを一貫して支援するため、大学、民間企業等の地域の関係者による技術開発から改良、開発実証試験までの取組を切れ目なく支援するとともに、民間企業等における事業化を支援します。
- (c) 全国に配置されたコーディネーターが、技術開発ニーズ等を収集し、研究の課題設定を現場ニーズに対応したものとするとともに、研究の開発段階から産学が密接に連携し、早期に成果を実現できるよう支援します。
- (d) 農業技術に関する近年の研究成果のうち、早急に生産現場への普及を推進する重要な技術として選定した最新の農業技術成果(27年3月公表)等について、情報提供を行い、各地域に適した研究成果の円滑な普及に努めます。
- (e) 産地においては、普及指導センターと大学、企業、試験研究機関等が連携しつつ、技術指導を核に総合的な支援を展開するなど、研究成果の普及・実用化体制の強化を推進します。
- (イ) 効果的・効率的な技術・知識の普及指導
  - 国と都道府県が協同して、高度な技術・知識を持つ普及指導員を設置し、普及指導員が農業者に直接接して行う技術・経営指導等を推進します。また、その際には、営農情報を提供する民間企業等との役割分担を図り、地域の合意形成や新規就農者の支援、地域温暖化及び災害への対応等、公的機関が担うべき分野についての取組を一層強化します。
- (ウ) 戦略的な知的財産マネジメントの推進
  - a 研究開発の推進に当たっては、事業化・商品化に向けた知的財産戦略を研究開発の企画・立案段階から描き、研究開発を効果的に推進します。
  - b 研究成果については、秘匿化や特許等の独占的な実施許諾も選択肢として、社会還元を

加速化する観点から最も適切な方法が採用されるよう、研究機関に対して指導・支援します。

- (エ) レギュラトリーサイエンスの充実・強化
  - a 取り組むべき調査研究の内容や課題を明確化した、新たなレギュラトリーサイエンス研究推進計画を策定し、関係者と共有します。
  - b 研究開発部局と規制担当部局とが連携して、食品中の危害要因、家畜疾病・植物病害虫等のリスク管理に必要な調査研究を推進します。
- (オ) 国民理解の促進
  - 最先端技術の研究開発及び実用化に当たっては、国民への分かりやすい情報発信、生産者や消費者との意見交換を並行して行い、研究成果の実用化に向けた環境づくりを進めます。特に、遺伝子組換え技術等は、飛躍的な生産性の向上等が期待される一方、国民的理解を得ていくことが課題であることから、関係府省の連携によるリスクコミュニケーション等の取組を強化します。

## (2) 先端技術の活用等による生産・流通システムの革新

### ア 規模拡大、省力化や低コスト化を実現するための技術導入

- (ア) スマート農業の実現に向けた取組
  - ロボット技術やICTを活用して、超省力・高品質生産を実現する新たな農業(スマート農業)を実現するため、スマート農業の将来像や実現に向けたロードマップ及び「ロボット新戦略」(27年2月決定)に基づき、土地利用型農業における省力化のための自動農作業体系化技術などの研究開発・実証、高度な栽培技術の形式知化による生産管理や営農指導等ができるシステムの開発を推進するほか、ロボット技術の安全性確保策等の残された課題の解決策の検討を引き続き進めます。

### (イ) 次世代施設園芸の推進

我が国の施設園芸を次世代に向かって発展させるため、大規模に集約された拠点において、木質バイオマス等の地域エネルギーと先端技術を活用し、化石燃料依存からの脱却、所得向上、地域雇用の創出を実現する次世代



施設園芸を推進します。

(ウ) 産地の戦略的取組の推進

産地の活性化を図るため、「強み」のある産地形成に向けた取組、品目ごとの多様な課題の解決に向けた取組、産地に人材を供給する取組等を支援します。

(エ) 作業を受託する組織の育成・確保

農作業の外部化により、高齢化や担い手不足が進行している生産現場の労働負担の軽減を図るとともに、規模拡大や主要部門への経営資源集中等を通じた経営発展を促進する観点から、地域の実情を踏まえつつ、飼料生産組織やヘルパー組織の育成・確保を推進します。

(オ) 一時的な労働力（援農隊）の育成・確保

定植期や収穫期等に一時的に必要な労働力を確保するため、地域の状況を踏まえた援農者の確保・育成・組織化等を推進します。

イ 需要に応じた生産や高付加価値化を進めるための技術導入

我が国の強みである技術力を生かした新たな品種や技術の開発・普及を進め、かつ知的財産を総合的に活用することにより、日本各地で品質やブランド力など「強み」のある農畜産物を実需者と連携して生み出すため、25年12月に策定した「新品种・新技術の開発・保護・普及の方針」に基づく取組等を推進します。

(ア) 実需者や産地が参画したコンソーシアムを構築し、実需等ニーズに対応した新品种の開発等の取組等を推進します。また、実需者等の多様なニーズに即応するため、育種期間を短縮するためのDNAマーカーの開発、様々な形質の導入を可能とする新たな育種技術の開発を行います。さらに、独立行政法人等が所有する埋もれた品種等をデータベース化し、その利用を促進します。

(イ) 新品种やICT等の新技術等を活用した「強み」のある産地形成を図るため、実需者、生産者等が連携して新たな産地形成を行う取組を総合的に支援します。また、埋もれた品種等の発掘や実需者等との結び付き強化、普及指導員を含めた産地の人材育成、種苗の機動的な供給体制の整備、農業機械のリース導

入、共同利用施設整備等の取組も支援します。

(ウ) 海外遺伝資源を戦略的に確保するため、締約国として食料・農業植物遺伝資源条約の運営に参画するとともに、種苗会社等の国内遺伝資源利用者と遺伝資源保有国との遺伝資源取得に係る調整を支援します。また、二国間共同研究による海外植物遺伝資源の特性情報の解明等を推進することにより、海外植物遺伝資源へのアクセス環境を整備します。

(エ) 植物新品種のプロテクト強化・活用促進を図るため、種苗輸出大国オランダの業界団体（プランタム）の取組をモデルに、種苗産業の共通課題の解決を可能とする総合的な取組体制の構築に向け、必要な環境整備等を推進します。

ウ 異常気象などのリスクを軽減する技術の確立

(ア) 気候変動に負けない持続的な産地づくり

農業分野における気候変動及び極端な気象現象の影響を回避・軽減できる産地づくりを推進するため、産地ぐるみで回避・軽減策等をまとめた技術導入計画の策定による気象予測データを活用した予防対策、高温等の影響を回避又は軽減できる技術実証等の取組を推進します。

(イ) 農業生産資材費の低減

a 肥料、飼料、農薬、農業機械等の農業生産資材費の低減に向け、単肥や単肥を混合した配合肥料や国内未利用資源（鶏糞焼却灰等）を用いた肥料、エコフィード等の低コスト飼料、大型包装農薬やジェネリック農薬、中古農業機械や基本性能に絞った海外向けの農業機械等の低コスト生産資材の活用を推進するとともに、フレキシブルコンテナによる肥料の流通・利用の合理化を図ります。

b 農業者の生産資材の効率的利用を促進するため、土壌中の肥料成分を踏まえた施肥や局所施肥、地域の土壌条件や作物に応じた減肥基準の策定等による肥料利用効率の向上、総合的病害虫・雑草管理（IPM）の活用による農薬使用量の抑制、作期分散による農業機械稼働率の向上等を推進します。

(ウ) 省エネルギー対策

ヒートポンプ、木質バイオマス利用加温設備等の施設園芸省エネ設備のリース導入支援を実施します。また、電気利用設備の電気消費量を節減するため、省電力で効果的な加温技術の組合せ等の取組を推進します。

### (3) 効果的な農作業安全対策の推進

年間約400件発生している農作業死亡事故の低減に向け、

- ① 一連の農作業中の危険要因を洗い出し、評価することにより、対策をたてる優先順位を決め、実際に対策を考えて周知徹底する農作業へのリスクアセスメントの適用
- ② 行政機関や民間事業者等の関係者の協力の下、春と秋に実施する「農作業安全確認運動」等を通じ農業者の安全意識を向上
- ③ 農業女子プロジェクト等と連携するとともに、農作業ウェアや熱中症計等の事故予防に資するグッズの利用を推進
- ④ 農作業事故の詳細な要因の調査・分析を実施するとともに従来の安全研修の内容や手法を調査し、PDCAサイクルを取り入れた研修内容を検討
- ⑤ 乗用型トラクターの片ブレーキによる事故を防止する装置や、自脱コンバインの手こぎ部における巻き込まれを防止する緊急即時停止装置を搭載した機種<sup>の普及及び安全な農業機械の開発の促進</sup>
- ⑥ 関係省庁が連携し、農業現場への熱中症対策関連情報の周知
- ⑦ 労災保険制度の周知及び加入促進を進めます。

## 8 気候変動への対応等の環境政策の推進

### (1) 気候変動に対する緩和・適応策の推進

ア 農業分野における温室効果ガス排出削減に貢献するため、温室効果ガス排出削減技術の検証等への支援や施設園芸における省エネ設備の導入支援、施肥の適正化を推進します。

イ 農地からの温室効果ガスの排出・吸収量の国連への報告に必要な農地土壌中の炭素量等のデータを収集する調査を行うとともに、地球温暖化防止等に効果の高い営農活動に対して支援します。

ウ 温室効果ガスの更なる排出削減対策や吸収源

対策の推進のため、排出削減・吸収量を認証しクレジットとして取引できるJ-クレジット制度において、農林水産分野の取組を推進します。

エ 近年の局地的な豪雨や極端な小雨による渇水などを契機とした水問題への関心の高まりを受け、農林水産業が有する水源涵養<sup>かん</sup>等の機能の評価手法策定等を実施します。

オ バイオマスの変換・利用施設等の整備等を支援し、農山漁村地域におけるバイオマス等の再生可能エネルギーの利用を推進します。

カ 廃棄物系バイオマスの利活用については、「廃棄物処理施設整備計画」(25年5月策定)に基づく施設整備を推進するとともに、市町村等における生ごみのメタン化等の活用方策の導入検討を支援します。

キ 「地球温暖化対策研究戦略」(20年7月策定)に基づき、農林水産分野における地球温暖化防止技術・適応技術の開発等を推進します。

ク 各国の研究機関等との連携により気候変動適応・緩和技術を開発し、開発途上国での気候変動対策及び持続可能な食料安定供給への取組を支援します。

ケ 政府全体の適応計画の策定と連動し、農林水産分野における適応計画を策定し推進します。

コ 気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)等の地球環境問題に係る国際会議に参画し、農林水産分野における国際的な地球環境問題に対する取組を推進します。

### (2) 生物多様性の保全及び利用

ア 有機農業や冬期湛水管理等、生物多様性保全に効果の高い営農活動等に対して支援します。

イ 企業等による生物多様性保全活動への支援等について取りまとめた農林漁業者及び企業等向け手引き及びパンフレットを活用し農林水産分野における生物多様性保全活動を推進します。

ウ 遺伝子組換え農作物に関する取組については、生物多様性に及ぼす影響についての科学的な評価、安全性未確認の遺伝子組換え農作物に対する輸入時検査、国内の生産状況の把握、生態系への影響の監視等の調査を実施します。

エ 農林水産分野における遺伝資源の持続的利用を推進するため、以下の取組を実施します。

## IV 農村の振興に関する施策

(ア) 遺伝資源の持続可能な利用等の推進を目的とする食料・農業植物遺伝資源条約の運営等に対して支援を行います。

(イ) 国内の遺伝資源利用者が海外の遺伝資源を円滑に取得するために必要な情報の提供や、相手国等との意見調整の支援を行います。

(ウ) 既に海外から導入されている遺伝資源の実態等について調査します。

(エ) 国際農業研究機関の遺伝資源活用のための取組を推進します。

### (3) 農業の自然循環機能の維持増進とコミュニケーション

環境保全型農業を推進するため、次の取組を実施します。

ア 「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」(27年4月施行)に基づき、化学肥料・化学合成農薬の使用を原則5割以上低減する取組と一体的に実施する地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に対して支援を実施します。また、持続性の高い農業生産方式の導入の促進、「農業環境規範」の普及・定着にも取り組みます。

イ 環境保全型農業の取組の推進を図るため、農業者、消費者、流通関係者等に対し、エコファーマーが行う取組を始め環境保全型農業に関する情報発信を実施します。

ウ 「有機農業の推進に関する法律」(18年12月施行)及び「有機農業の推進に関する基本的な方針」(26年4月策定)に基づき、有機農業の取組面積の拡大に取り組むとともに、有機農業への参入・定着支援や有機農産物の流通・販売面の支援、技術開発等の促進や消費者の理解等の増進を図ります。

エ 「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」(11年11月施行)の趣旨を踏まえ、家畜排せつ物の適正な管理に加え、その利活用を図るため、耕畜連携の強化やニーズに即した堆肥づくり、地域の実情に応じてエネルギー利用等の高度利用を推進します。

### 1 多面的機能支払制度の着実な推進、地域コミュニティ機能の発揮等による地域資源の維持・継承等

#### (1) 多面的機能の発揮を促進するための取組

##### ア 多面的機能支払制度

(ア) 農業者等による組織が取り組む、水路の泥上げや農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動や農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等、多面的機能を支える共同活動を支援します。

(イ) 地域住民を含む組織が取り組む水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成等の農村環境の良好な保全といった地域資源の質的向上を図る共同活動や、施設の長寿命化のための活動を支援します。

##### イ 中山間地域等直接支払制度

(ア) 条件不利地域において、引き続き農業生産活動の維持を通じて多面的機能を確保するため、中山間地域等直接支払制度に基づく直接支払を実施します。

(イ) 高齢化や人口減少進行を踏まえ、女性・若者等の集落活動への参画や広域での集落協定に基づく複数集落が連携した活動体制づくり、条件が特に厳しい超急傾斜地における農業生産活動への支援など、集落の維持、強化に向けた取組を推進するなどにより、中山間地域等における自律的かつ安定的な農業生産活動を促進します。

#### (2) 「集約とネットワーク化」による集落機能の維持等

##### ア 地域のコミュニティ機能の維持

(ア) 地域住民が主体となった地域の「将来ビジョン」の策定や地域全体の維持・活性化を図るための体制構築を支援します。

(イ) 地域の実情を踏まえつつ、複数の集落群(小学校区程度の規模)において、生活サービス機能等を基幹集落に集約した「小さな拠点」と周辺集落とのネットワークの形成を推進します。

(ウ) 地域活性化や地域コミュニティ再生の取組

の拡大を図るため、「都市農村共生・対流総合対策交付金」を軸として、集落が多様な主体と連携し、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を福祉、教育、観光等に活用する地域の手づくり活動等を支援します。

(エ) 今後の人口減少を見据え、北海道の人口低密度地域における農村の維持に資する方策について調査を実施します。

## イ 生活環境の整備

(ア) 農村における効率的・効果的な生活環境の整備

- a 地域再生等の取組を支援する観点から、地方公共団体が策定する「地域再生計画」に基づき、関係府省が連携して道路や污水处理施設の整備を効率的・効果的に推進します。
- b 高齢化や人口減少が進行する農村において、住みやすい生活環境を整備するため、農業・生活関連施設の再編・整備を推進します。
- c 農山漁村における定住や都市と農山漁村の二地域居住を促進する観点から、関係府省が連携しつつ、計画的な生活環境の整備を推進します。

(イ) 交通

- a 交通事故の防止、交通の円滑化を確保するため、歩道の整備や交差点改良等を推進します。
- b 生活の利便性向上や地域交流に必要な道路、都市まで安全かつ快適な移動を確保するための道路の整備を推進します。
- c 多様な関係者の連携により、地方バス路線、離島航路・航空路などの生活交通の確保・維持を図るとともに、地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備など、快適で安全な公共交通の構築に向けた取組を支援します。
- d 地域住民の日常生活に不可欠な交通サービスの維持・活性化、輸送の安定性の確保等のため、島しょ部等における港湾整備を推進します。

(ウ) 衛生

- a 下水道、農業集落排水施設及び浄化槽等について、未整備地域の整備とともに、より一層の効率的な污水处理施設整備のために、社

会情勢の変化を踏まえた都道府県構想の見直しの取組について、関係府省が密接に連携して支援します。

- b 下水道、農業集落排水施設においては、既存施設について、長寿命化や老朽化対策を適時・適切に進めるための地方公共団体による機能診断等の取組や更新整備を支援します。
- c 農村における污水处理施設整備を効率的に推進するため、農業集落排水施設と下水道との連携及び農業集落排水施設と浄化槽との一体的な整備を推進します。
- d 農村地域における適切な資源循環を確保するため、農業集落排水施設から発生する汚泥や処理水の循環利用を推進します。
- e 下水道や農業集落排水施設等複数の污水处理施設が共同で利用できる施設の整備を図る污水处理施設共同整備事業（MICS）や従来の技術基準にとらわれず地域の実情に応じた低コスト、早期かつ機動的な整備が可能な新たな整備手法の導入を図る「下水道クイックプロジェクト」（18年11月策定）等により、効率的な污水处理施設の整備を推進します。
- f 人口の少ない地域において、より効率的な污水处理施設である浄化槽の整備を推進します。特に、地球温暖化対策の促進を図るとともに、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するため、低炭素社会対応型浄化槽（省エネルギータイプ）の整備を推進します。

(エ) 情報通信

高度情報通信ネットワーク社会の実現に向けて、河川、道路、下水道において公共施設管理の高度化を図るため、光ファイバ及びその収容空間を整備するとともに、民間事業者等のネットワーク整備の更なる円滑化を図るため、施設管理に支障のない範囲で国の管理する河川・道路管理用光ファイバやその収容空間を開放します。

(オ) 住宅・宅地

- a 優良田園住宅による良質な住宅・宅地供給を促進し、質の高い居住環境整備を推進します。
- b 地方定住促進に資する地域優良賃貸住宅の

供給を促進します。

#### (カ) 文化

- a 「文化財保護法」(昭和25年8月施行)に基づき、農村に継承されてきた民俗文化財に関して、特に重要なものを重要有形民俗文化財や重要無形民俗文化財に指定するとともに、その修理や伝承事業等に対する補助を行います。
- b 保存及び活用が特に必要とされる有形の民俗文化財について登録有形民俗文化財に登録するとともに、保存箱等の修理・新調に対する補助を行います。
- c 棚田や里山等の文化的景観や歴史的集落等の伝統的建造物群のうち、特に重要なものをそれぞれ重要文化的景観、重要伝統的建造物群保存地区として選定し、修理・防災等の保存及び活用に対して支援します。

#### (キ) 公園

都市計画区域の定めのない町村において、スポーツ、文化、地域交流活動の拠点となり、生活環境の改善を図る特定地区公園の整備を推進します。

### ウ 医療・福祉等のサービスの充実

#### (ア) 医療

「第11次へき地保健医療計画」(23年度～27年度)に基づき、へき地診療所等による住民への医療提供等農村を含めたへき地における医療の確保を推進します。

#### (イ) 福祉

介護・福祉サービスについて、地域密着型サービス拠点等の整備等を推進します。

### エ 安全な生活の確保

- (ア) 山腹崩壊、土石流等の山地災害を防止するための治山施設の整備や、農地等を飛砂害や風害、潮害から守るなど重要な役割を果たす海岸防災林の整備等を通じて地域住民の生命・財産及び生活環境の保全を図ります。
- (イ) 山地災害による被害を軽減するため、治山施設の設置等のハード対策と併せて、山地災害危険地区等の山地防災情報を行政と地域住民とが相互に伝達・共有する体制の整備等のソフト対策を推進します。
- (ウ) 高齢者や障害者等の自力避難の困難な者が

入居する要配慮者利用施設に隣接する山地災害危険地区等において治山事業を計画的に実施します。

- (エ) 床上浸水被害が頻発するなどの度重なる水害が発生し、生活に大きな支障がもたらされている地域において、被害の防止・軽減を目的として、治水事業を実施します。
  - (オ) 土砂災害の発生のおそれのある箇所において、砂防堰堤等の土砂災害防止施設の整備や警戒避難体制の充実・強化など、ハード・ソフト一体となった総合的な土砂災害対策を推進します。加えて、近年、死者を出すなど甚大な土砂災害が発生した地域の再度災害防止対策を推進します。
  - (カ) 南海トラフ地震や首都直下地震等による被害の発生及び拡大、経済活動への甚大な影響の発生などに備え、防災拠点、重要交通網、避難路等に影響を及ぼす他、孤立集落発生の要因となり得る土砂災害の発生のおそれのある箇所において、土砂災害防止施設の整備を戦略的に推進します。
  - (キ) 社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が存在する土砂災害の発生のおそれのある箇所において、土砂災害防止施設を重点的に整備します。
  - (ク) 土砂災害から人命を保護するため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(13年4月施行)に基づき、土砂災害警戒区域等の指定を促進し、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備及び特定開発行為の制限を実施します。
  - (ケ) 農地災害等を防止するため、ハード整備に加え、防災情報を関係者が共有するシステムの構築や減災のための指針づくり等のソフト対策を推進し、地域住民の安全な生活の確保を図ります。
  - (コ) <sup>きょうりょう</sup>橋梁の耐震対策、道路斜面や盛土等の防災対策、災害のおそれのある区間を回避する道路整備を推進します。また、冬期の道路ネットワークを確保するため、道路の除雪、防雪、凍雪害防止を推進します。
- オ 経済の活性化を支える基盤の整備

- (ア) 日常生活の基盤としての市町村道から国土構造の骨格を形成する高規格幹線道路に至る道路ネットワークの強化を推進します。
- (イ) 農産物の海上輸送の効率化を図るため、船舶の大型化等に対応した複合一貫輸送ターミナルの整備を推進します。
- (ウ) 「道の駅」の整備により、休憩施設と地域振興施設を一体的に整備し、地域の情報発信と連携・交流の拠点形成を支援します。
- (エ) 都市と農村地域を連絡するなど、地域間の交流を促進し、地域の活性化に資する道路の整備を推進します。

### (3) 深刻化、広域化する鳥獣被害への対応

- ア 「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」(20年2月施行)に基づき市町村による被害防止計画の作成及び鳥獣被害対策実施隊の設置を推進します。
- イ 鳥獣の急速な個体数増加や分布拡大により、被害が拡大するおそれがあることから、関係省庁が連携・協力し、個体数等の削減に向けて、25年12月に定めた「抜本的な鳥獣捕獲対策」及び26年4月に定めた「ニホンザルの被害対策の考え方」に基づき、捕獲等の対策を強化します。
- ウ 市町村が作成する被害防止計画に基づく、鳥獣の捕獲体制の整備、箱わなの導入、侵入防止柵の設置、鳥獣の捕獲・追い払い、緩衝帯の設置、捕獲獣を地域資源として利用するための処理加工施設の整備等の取組を推進します。
- エ 東日本大震災や東電福島第一原発事故に伴う捕獲活動の低下による鳥獣被害の拡大を抑制するための侵入防止柵の整備等を推進します。
- オ 鳥獣の生息環境にも配慮した森林の整備・保全活動等を推進します。
- カ 地域における技術指導者の育成を図るため、普及指導員、市町村職員、農林漁業団体職員等を対象とする研修を実施します。
- キ 鳥獣を誘引しない営農管理手法など、鳥獣被害を防止する技術の開発を推進します。
- ク 地域ブロック単位の連絡協議会の積極的な運営や、鳥獣被害対策のアドバイザーを登録・紹介する取組を推進します。

## 2 多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出

### (1) 地域の農産物等を活かした新たな価値の創出

- ア 農林水産業及び農山漁村に由来する農林水産物、副産物等の地域資源を最大限活用するため、農林漁業者による6次産業化を促進するとともに、技術革新や農商工連携等を通じ、様々な資源活用の可能性を追求します。その際、潜在的な需要を開拓して新たな素材や新商品を開発するとともに、他産業における革新的な活用方法の創出と新たなビジネスモデルの創造を推進します。

- イ 農林水産業・農山漁村に豊富に存在する資源を活用した、革新的な産業の創出に向け、農林漁業者と異業種の事業者間の連携により、市場ニーズに即した商品開発や新たなサービスを創造するための事業化可能性調査や新技術等の実証を支援します。

- ウ 山村の豊かな地域資源の活用を通じた地元の所得や雇用の増大に向け、農林業者を始めとする地域住民が協力して行う、農林水産物やその加工品などの地域資源の利用状況・活用可能量の調査、資源活用のための活動組織づくり、技術研修などの人材育成、地域製品のマーケティング調査、商品開発、商品パッケージのデザイン検討等の取組を支援します。

### (2) バイオマスを基軸とする新たな産業の振興

- ア バイオマスの活用に関する施策についての基本的な方針、国が達成すべき目標等を定めた「バイオマス活用推進基本計画」(22年12月策定)及び「バイオマス事業化戦略」(24年9月策定)に基づき施策を推進します。関係府省の連携の下、地域のバイオマスを活用した産業化を推進し、地域循環型の再生可能エネルギーの強化と環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指すバイオマス産業都市の構築に向けた取組を支援します。

- イ バイオマスの効率的な収集・変換等の技術の開発、システムの構築を進めることとし、以下の取組を実施します。

- (ア) 農林漁業に由来するバイオマスのバイオ燃料向け利用の促進を図り、国産バイオ燃料の生産拡大に資するため、「農林漁業有機物資

源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律」(20年10月施行)に基づく事業計画の認定を行い支援します。

(イ) 農山漁村の自立・分散型エネルギーシステムの形成に向けて、バイオ燃料や熱エネルギーを効率的に生産・利用するための技術の開発・実証を推進します。

(ウ) 下水道を核とした資源・エネルギーの循環のため、バイオマスである下水汚泥等の利活用を図り、下水汚泥等のエネルギー利用、りん回収・利用等を推進します。

### (3) 農村における地域が主体となった再生可能エネルギーの生産・利用

農山漁村に豊富に存在する土地、水、バイオマス等の資源を再生可能エネルギーとして活用し、農山漁村の活性化を図るため、次の取組を実施します。

ア 「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」(26年5月施行)を積極的に活用し、農地等の利用調整を適切に行いつつ、再生可能エネルギーの導入と併せて、地域農業の健全な発展に資する取組を促進します。

イ 農林漁業者やその組織する団体が主導する再生可能エネルギー発電の事業構想から運転開始に至るまでに必要な様々な手続・取組、小水力等発電施設の整備に係る調査設計及び施設整備等の取組を支援します。

### (4) 農村への農業関連産業の導入等による雇用と所得の創出

食品製造業など農業関連産業の農村への導入等を通じた、農村における雇用と所得の創出の促進を図ります。

## 3 多様な分野との連携による都市農村交流や農村への移住・定住等

### (1) 観光、教育、福祉等と連携した都市農村交流

ア グリーン・ツーリズム等、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育等に活用する集落連合体による地域の手づくり活動を支援し、都市と農山漁村の共生・対流等を推進します(子ども農山漁村交流プロジェクト、「農」と福祉の連携プロジェクト、空き家・廃校活用交流プロジェクト、農観連携プロジェクトを関係省

庁と連携して重点的に実施)。

イ 観光に係る府省庁の連携により都市と農村の交流を促進します。また、農林水産省と観光庁の「農観連携の推進協定」(26年1月締結)に基づき、グリーン・ツーリズムと他の観光の組合せによる、新たな観光需要の開拓等について連携します。

ウ 観光を通じた地域振興を図るため、地域の関係者が連携し、地域の幅広い資源を活用し地域の魅力を高めることにより、国内外の観光客が2泊3日以上滞り交流型観光を行うことができる「観光圏」の整備を促進します。

エ 農山漁村が有する教育的効果に着目し、農山漁村を教育の場として活用するため、関係府省が連携し、子供の農山漁村宿泊体験等を推進するとともに、農山漁村を健康づくりの場等として活用する取組を支援します。

オ 高齢者の生きがいづくり、障害者の就労訓練・雇用の場として「農」を取り入れたいというニーズに応えるため、関係省庁が連携し高齢者や障害者を対象とした福祉農園等の開設・整備に関する取組、農業・福祉関係者を対象とした研修会の開催、農業専門家の派遣等を支援します。

カ 「[子どもの水辺]再発見プロジェクト」の推進、水辺整備等により、河川における交流活動の活性化を支援します。

キ 「歴史的砂防施設の保存活用ガイドライン」(15年5月策定)に基づき、景観整備・散策路整備等の周辺整備等を推進します。

また、歴史的砂防施設及びその周辺環境一帯を地域の観光資源の核に位置付けるなど、新たな交流の場の形成を推進します。

ク 「エコツーリズム推進法」(20年4月施行)に基づき、エコツーリズムに取り組む地域への支援、全体構想の認定・周知、技術的助言、情報の収集、普及啓発広報活動などを総合的に実施します。

ケ エコツーリズムを通じた地域の魅力向上のため、全体構想の作成、魅力あるプログラムの開発、ガイド等の人材育成など、地域におけるエコツーリズムの活動の支援を行います。

コ 良好な農村景観の形成等

(ア) 良好な農村景観の再生・保全を図るため、コンクリート水路沿いの植栽等、土地改良施設の改修等を推進します。

(イ) 棚田・疏水など将来に残すべき農村景観・資源を保全・復元・継承するための取組を推進します。

(ウ) 河川においては湿地の保全・再生やレキ河原の再生等、自然再生事業を推進します。

(エ) 魚類等の生息環境改善等のため、河川等に接続する水路との段差解消により水域の連続性の確保、生物の生息・生育環境を整備・改善する魚のすみやすい川づくりを推進します。

## (2) 多様な人材の都市から農村への移住・定住

**ア** 福祉、教育、観光等との連携により交流人口の拡大や農山漁村地域への定住促進を図るため、農山漁村の空き家・廃校・耕作放棄地等の地域資源を活用し、多機能な集落拠点施設等の整備や、田舎暮らし希望者への農地のあっせん等を関係省庁と連携して支援します。

**イ** 農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を福祉、教育、観光等に活用する地域の手づくり活動の推進に必要な外部専門家や都市人材を長期に受け入れ、地域活性化と暮らしの安心につなげていく取組について、総務省の「地域おこし協力隊」と一体的に運用を行います。

**ウ** 二地域居住等に関する国や地方公共団体の支援策や取組について情報発信を行います。

## (3) 多様な役割を果たす都市農業の振興

新鮮な農産物の供給、農作業体験の場や防災空間の確保等、都市農業が有する多様な機能の発揮のため、都市住民の理解の促進を図りつつ、都市農業の振興に向けた取組を推進します。

また、関係省庁と連携して、都市農業に関する制度等の調査・検討を進めます。

## V 東日本大震災からの復旧・復興に関する施策

a 「東日本大震災からの復興の基本方針」に沿った復興に向けた支援

「農業・農村の復興マスタープラン」(23年8月策定)や「避難指示解除準備区域等に

おける公共インフラ復旧の工程表」に沿って、農地の大区画化等の取組を推進するとともに、被害が甚大な農地や避難指示区域内の農地の復旧と早期の営農再開に向けた支援を行います。

b 東日本大震災復興特別区域法による農業・農村の復興

「東日本大震災復興特別区域法」(23年12月施行)に沿って、関係府省が連携し、津波被災地域等の円滑かつ迅速な復興を図ります。

## (1) 地震・津波災害からの復旧・復興

### ア 農地等の生産基盤の復旧・整備

(ア) 農地・農業用施設災害復旧等

被災した農地や農業用施設等の着実な復旧を進めます。

(イ) 農業水利施設等の震災対策

地震により損壊のおそれがある農業水利施設の改修・整備等を実施します。

(ウ) 被災土地改良区復興支援

被災により経常賦課金の支払が困難な農家の迅速な営農再開を図るため、土地改良区に対して資金借入れの無利子化や業務書類・機器等の復旧支援を行います。

(エ) 農地・水保全管理支払

震災の影響により破損や機能低下した農地周りの施設の補修等に取り組む集落を支援します。

(オ) 被災者営農継続支援耕作放棄地活用

被災を免れた地域や避難先等において荒廃農地を活用し営農活動を再開する被災農業者等の取組を支援します。

(カ) 災害廃棄物処理への対応

a 福島県(避難区域を除く)においては、個々の市町村の状況に応じて、災害廃棄物等の処理を進めることが必要であり、引き続き災害等廃棄物処理事業費補助金や災害廃棄物処理代行業業により、市町への支援を継続します。避難区域については、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(24年1月全面施行)に基づ



き、国が災害廃棄物等の処理を行っており、帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入を優先目標として進めています。

- b 農地のがれき処理については、農地等災害復旧事業（農地の復旧と一体的に処理する場合）により、地域の意向等を踏まえつつ、継続して進めていきます。工事・事業実施に当たっては、引き続き被災農林漁家等の優先雇用を要請していきます。

## イ 経営の継続・再建

### （ア）被災農家経営再開支援

被災農業者の経営再開を支援するため、被災農業者が地域において共同で行う復旧の取組に対して支援金（水田：3万5千円/10a等）を交付します。

### （イ）農業経営の復旧・復興等のための金融支援

東日本大震災により被災した農業者等に対して、速やかな復旧・復興のために必要となる資金が円滑に融通されるよう利子助成金等を交付します。

### （ウ）東日本大震災被災地域土地改良負担金の償還助成

被災した農地・農業用施設に係る償還中の土地改良事業等の負担金について、利子助成事業を実施し、営農再開まで農家を支援します。

### （エ）浸水農地における農業共済の引受け

海水が流入した浸水農地にあっても、除塩により収穫が可能と見込まれる農地については、現地調査を行い、水稻等の生育状況を踏まえて共済引受を行います。

### （オ）地域農業経営再開復興支援

津波被害を受けた市町村を対象として、被災地域における担い手の経営再開と地域農業の復興を図るため、集落・地域での話合いに基づき、担い手を定めた経営再開マスタープランの作成等に必要な取組を支援します。

### （カ）被災者向け農の雇用対策

被災農業者等の就業場所を確保するとともに、農業技術等の習得のため、農業法人等が被災農業者等を雇用して実施する実践的な研修を支援します。

## ウ 東日本大震災農業生産対策交付金による生産

## 手段の回復

震災の影響により低下した被災地の生産力の回復、農畜産物の販売力の回復などに向けた取組について、都道府県向け交付金として支援します。

## エ 再生可能エネルギーの導入

被災地域に存在する再生可能エネルギーを活用し小水力等発電施設の整備に係る調査設計等の取組を支援します。

## オ 農山漁村対策

### （ア）被災地の復興のための先端技術展開

被災地を食料生産地域として再生するため、岩手県、宮城県、福島県で実施している大規模実証研究の取組を引き続き行い、技術の導入効果を分析し、研究成果の普及を促進します。

### （イ）農山漁村被災者受入円滑化支援

被災地から他の地域への移転を行わざるを得ない被災農家等に対し、受入情報を提供し、受入地域とのマッチングを支援します。

## カ 東日本大震災復興交付金

### （ア）被災地域農業復興総合支援

被災市町村が農業用施設・機械を整備し、被災農業者に貸与等することにより、被災農業者の農業経営の再開を支援します。

### （イ）震災対策・戦略作物生産基盤整備

震災によって著しい被害を受けた地域において、畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水等の農地の整備、老朽施設の更新等の農業水利施設の整備をきめ細かく支援します。

### （ウ）農林水産関係試験研究機関緊急整備

被災県の基幹産業たる農林水産業を復興するための農林水産研究施設等を整備します。

### （エ）農山漁村地域復興基盤総合整備

被災地域における農地・農業用施設や集落道等の整備を支援します。

### （オ）農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）

被災地域の復旧・復興のため、生産施設、地域間交流拠点施設等の整備を支援します。

## （２）原子力災害からの復旧・復興

### ア 食品中の放射性物質の検査体制及び食品の出荷制限

(ア) 原子力災害対策本部長は、食品中の放射性物質の基準値を踏まえ、検査結果に基づき、都道府県知事等に対して食品の出荷制限・摂取制限の設定・解除を行います。

(イ) 都道府県等に食品中の放射性物質の検査を要請します。また、都道府県の検査計画策定の支援、都道府県等からの依頼に応じた民間検査機関での検査の実施、検査機器の貸与を行います。さらに、引き続き、都道府県等が行った検査の結果を集約し、公表します。

(ウ) 消費者の安全・安心を一層確保するため、独立行政法人国民生活センターとの共同により、希望する地方公共団体に放射性物質検査機器を貸与し、消費サイドで食品の放射性物質を検査する体制の整備を支援します。

(エ) 児童生徒や保護者のより一層の安心を確保するため、学校給食における放射性物質の検査を実施し、結果を公表します。

#### イ 稲の作付制限等

27年産稲の作付制限区域における稲の試験栽培及び、作付再開準備区域における実証栽培等の取組に対して支援を行います。

#### ウ 放射性物質の吸収抑制対策

放射性物質の農作物への吸収抑制を目的とした資材の施用、品種・品目転換等の取組を支援します。

#### エ 農業系副産物循環利用体制再生・確立

放射性物質の影響から、利用可能であるにも関わらず循環利用が寸断されている農業系副産物の循環利用体制の再生・確立を支援します。

#### オ 避難区域等の営農再開支援

避難区域等において、除染終了後から営農が再開されるまでの間の農地等の保全管理、鳥獣被害防止緊急対策、放れ畜対策、営農再開に向けた作付実証、避難からすぐに帰還しない農家の農地の管理耕作、収穫後の汚染防止対策、水稲の作付再開及び新たな農業への転換に対して支援します。

#### カ 肥料等の規制

肥料の検査計画立案、検査法開発に必要な科学的データを収集するための試験や実態調査を実施します。

#### キ 農産物等輸出回復

諸外国・地域において日本産食品に対する輸入規制が行われていることから、輸入規制の撤廃・緩和に向けた働きかけを継続して実施します。

#### ク 農産物等消費拡大推進

(ア) 福島県産農産物等について、産地と連携しつつ出荷時期に合わせて戦略的かつ効果的にPRを行うことにより、福島県産農産物等に対する正しい理解を促進し、ブランド力を回復する事業を実施します。

(イ) 被災地及び周辺地域で生産された農林水産物及びそれらを活用した食品の消費の拡大を促すため、生産者や被災地の復興を応援する取組をPRするとともに、被災地産食品の販売促進等、官民の連携による取組を推進します。

#### ケ 農地土壌等の放射性物質の分布状況等の推移に関する調査

今後の営農に向けた取組を進めるため、農地土壌等の放射性核種の濃度を測定し、農地土壌の放射性物質濃度の推移を把握します。

#### コ 放射性物質対策技術の開発

東電福島第一原発事故の影響を受けた被災地での本格的な営農の早期再開のため、除染後農地の省力的維持管理技術や農地への放射性物質の流入防止技術等の開発、放射性セシウムの吸収モデルの構築を推進します。

#### サ ため池等の放射性物質のモニタリング調査、ため池等の放射性物質対策

ため池等における水質・底質の放射性物質の分布と動態を把握するため、放射性物質のモニタリング調査等を行います。

#### シ 東電福島第一原発事故で被害を受けた農林漁業者への賠償等

東電福島第一原発事故により農林漁業者等が受けた被害については、東京電力株式会社から適切かつ速やかな賠償が行われるよう、引き続き、関係省庁、関係県や団体、東京電力株式会社等との連絡を密にし、必要な情報提供や働きかけを実施します。

#### ス 食品と放射能に関するリスクコミュニケーション

食品中の放射性物質に関する消費者の理解を

深めるため、関係府省庁、各地方公共団体等と連携した意見交換会等のリスクコミュニケーションの取組を促進します。

## セ 福島再生加速化交付金

福島の復興を加速化するため、以下の取組を行います。

### (ア) 農山村地域復興基盤総合整備事業

農地・農業用施設の整備や農業水利施設の保全管理、ため池の放射性物質対策等を支援します。

### (イ) 農山漁村活性化プロジェクト支援（福島復興対策）事業

生産施設、地域間交流拠点施設等の整備を支援します。

### (ウ) 農業基盤整備促進事業

地域の実情に応じ、農地の畦畔除去による区画拡大や暗渠排水整備等の簡易な基盤整備を支援します。

### (エ) 被災地域農業復興総合支援事業

被災市町村が農業用施設・機械を整備し、被災農業者に貸与等することにより、被災農業者の農業経営の再開を支援します。

### (オ) 農林水産関係試験研究機関緊急整備事業

基幹産業たる農林水産業を復興するための農林水産研究施設等を整備します。

### (カ) 木質バイオマス施設等緊急整備事業

木質バイオマスや小水力等再生可能エネルギー供給施設、木造公共建築物等の整備を支援します。

## VI 団体の再編整備等に関する施策

### ア 農業協同組合系統組織

農業協同組合の在り方については、地域の農業協同組合が、それぞれの地域の特性を活かして創意工夫しながら、自由な経済活動を行い、農業所得の向上に全力投球し、農業協同組合連合会及び農業協同組合中央会については、地域の農業協同組合を適切にサポートする観点から見直しを行うため、第189回国会に「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案」を提出したところです。

### イ 農業委員会系統組織

農業者、特に担い手からみて、地域における農地利用の最適化（担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）が進むよう農業委員会制度の見直しを行うため、第189回国会に農業委員会等に関する法律の一部改正を含む「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案」を提出したところで

### ウ 農業共済団体

収入保険制度導入の検討と併せて農業災害補償制度の在り方を検討する中で、農業共済団体の在り方についても検討を行います。

### エ 土地改良区

土地改良区の組織運営基盤の強化を図るため、広域的な合併支援等を行います。

## VII 食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

### 1 幅広い関係者の参画と関係府省の連携による施策の推進

食料自給率の向上に向けた取組を始め、政府一体となって実効性のある施策を推進します。

### 2 施策の進捗管理と評価

#### (1) 施策の進捗管理

施策の着実な推進を図るため、その実施に当たっては、手順、時期、手法及び目的を明らかにするとともに、随時、対象者の対応状況を把握することにより、進捗管理を行います。

#### (2) 政策評価の適切な活用

政策評価については、「食料・農業・農村基本計画」（27年3月策定）等を踏まえた目標の設定を行い、設定した目標の達成度に関して実績の測定を行います。また、政策評価第三者委員会を公開し、議事録等をホームページに掲載するなど情報の公開を進めます。

### 3 財政措置の効率的かつ重点的な運用

厳しい財政事情の下で予算を最大限有効に活用する観点から、既存の予算を見直した上で「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づき、新たな農

業・農村政策を着実に実行するための予算に重点化を行い、財政措置を効率的に運用します。

#### 4 国民視点や地域の実態に即した施策の決定

##### (1) 国民の声の把握

ア 透明性を高める観点から、国民のニーズに即した情報公開、情報の受発信を推進します。

イ 幅広い国民の参画を得て施策を推進するため、国民との意見交換等を実施します。

ウ 本省の意図・考え方等を地方機関に的確に浸透させるとともに、地方機関が把握している現場の状況を適時に本省に吸い上げ施策立案等に反映させるため、本省における会議のほかテレビ会議システムを活用して、月1回を基本に、地方農政局長等会議を開催します。

##### (2) 科学的・客観的な分析

###### ア 施策の科学的・客観的な分析

施策の立案から決定に至るまでの検討過程において、できる限り客観的なデータに基づいた計量経済分析等の科学的な手法を幅広く導入したり、国民に分かりやすい指標を開発したりするなど、施策を科学的・客観的に分析し、その必要性や有効性を明らかにします。

###### イ 政策展開を支える統計調査の実施と利用の推進

農政の推進に不可欠な情報インフラを整備し、的確に統計データを提供します。

(ア) 農家等の経営状況や作物の生産に関する実態を的確に把握するため、農業経営統計調査、作況調査等を実施します。

(イ) 面積調査の基礎となる農地ごとの区画情報の衛星画像を活用した電子化を推進し、これに地番情報、耕作者情報、農地利用状況等の情報を付加することにより、精度の維持向上を図るとともに各種農林水産統計調査を効率的に実施します。

(ウ) 6次産業化に向けた取組状況を的確に把握するため、26年度に引き続き、農業経営体等を対象とした調査を実施します。また、農観連携や医福食農連携等の新たな6次産業化の取組について、その市場規模の推計や取組実態を把握するための試行調査を実施しま

す。

(エ) 市場化テスト（包括的民間委託）を導入した統計調査を引き続き実施します。

(オ) 「2015年農林業センサス」において、農業経営体調査の取りまとめ及び農山村地域調査の本調査（実査）・取りまとめを行い、その概要について公表します。

(カ) 外食における食べ残しの発生状況等を的確に把握するため、食品ロス統計調査を実施します。

#### 5 効果的かつ効率的な施策の推進体制

(1) 施策の具体的内容等が生産現場等に速やかに浸透するよう、関係者に対する周知・徹底、人材の育成や組織づくりを促進します。

(2) 農林水産統計調査の実施に必要な高い専門性を身に付けた専門調査員の導入による職員調査の外部化を実施し、質の高い信頼性のある統計データの提供体制を確保します。

(3) 農林水産分野の情報化と電子行政の実現

ア ITを活用した日本の農業・周辺産業の高度化・知識産業化と国際展開に向けた取組を推進します。

イ 国民の利便性・サービスの向上等を図るため、国民に広く利用されているオンライン手続の改善の取組及び政府情報システム改革ロードマップ等の着実な実施による業務・システムの改革等を推進します。